

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 六 号

令和三年四月八日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 木原 誠二君

理事 平 将明君 理事 富岡 勉君

理事 中山 展宏君 理事 藤原 崇君

理事 松本 剛明君 理事 今井 雅人君

理事 後藤 祐一君 理事 濱村 進君

理事 安藤 裕君 理事 池田 佳隆君

理事 岡下 昌平君 理事 金子 俊平君

理事 神田 憲次君 理事 小寺 裕雄君

理事 杉田 水脈君 理事 高木 啓君

理事 中曽根康隆君 理事 永岡 桂子君

理事 長尾 敬君 理事 西田 昭二君

理事 本田 太郎君 理事 牧島かれん君

理事 牧原 秀樹君 理事 松本 洋平君

理事 宮崎 政久君 理事 吉川 赳君

理事 和田 義明君 理事 阿部 知子君

理事 大西 健介君 理事 玄葉光一郎君

理事 森田 俊和君 理事 森山 浩行君

理事 柚木 道義君 理事 吉田 統彦君

理事 江田 康幸君 理事 古屋 範子君

理事 塩川 鉄也君 理事 藤田 文武君

理事 岸本 周平君

内閣府大臣政務官 岡下 昌平君

内閣府大臣政務官 和田 義明君

内閣府大臣政務官 吉川 赳君

内閣府大臣政務官 秋田喜代美君

参考人 (学習院大学文学部教授) (東京大学大学院教育学研究科客員教授)

参考人 (東京大学文学部教授) (東京大学大学院教育学研究科客員教授)

参考人 (東京都立大学人文社会学部教授) (子ども・若者貧困研究センター長)

阿部 彩君

参考人 (株式会社保育システム研究所代表取締役) (保育専門誌「遊育」発行人) 吉田 正幸君

参考人 (鹿児島大学法文学部教授) 伊藤 周平君

内閣委員会専門員 近藤 博人君

委員の異動 四月八日

辞任 岡下 昌平君 補欠選任 中曽根康隆君

同日 足立 康史君 藤田 文武君

辞任 中曽根康隆君 補欠選任 岡下 昌平君

同日 藤田 文武君 足立 康史君

四月八日 特定秘密保護法の撤廃に関する請願(藤野保史君紹介)(第七九一号) は本委員会に付託された。

四月八日 外国資本による土地売買の規制に係る法整備に関する陳情書(静岡県浜松市中区元城町一〇三の二 鈴木育男)(第七八号)

各種学校である外国人学校の幼児教育・保育施設を幼児無償化制度の対象とするよう求めること等に関する陳情書(名古屋市中区三の丸一の四の二 山下勇樹)(第七九号)

全ての子供が安心して健全に育つことができる環境整備の推進に関する陳情書(岐阜市今沢町一八 大野一生)(第八〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○木原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、学習院大学文学部教授・東京大学大学院教育学研究科客員教授秋田喜代美さん、東京都立大学人文社会学部教授、子ども・若者貧困研究センターセンター長阿部彩さん、株式会社保育システム研究所代表取締役・保育専門誌「遊育」発行人吉田正幸さん、鹿児島大学法文学部教授伊藤周平さん、以上四名の方々から御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと、審査の参考にしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、秋田参考人、阿部参考人、吉田参考人、伊藤参考人の順に、お一人十分程度御意見を述べさせていただきます。その後、委員の質疑に対してお答えをいただきます。

なお、参考人各位に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。

それでは、秋田参考人をお願いいたします。

○秋田参考人 おはようございます。秋田でございます。

この度は、発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。お手元に配付資料はございませんので、口頭で説明をさせていただきます。

私は、今回の子ども・子育て支援法並びに児童手当の一部を改正する法律案に賛成をいたしております。そこで、その理由をこれから順に御説明をさせていただきます。

まず一つ目は、子ども・子育て支援法の一部改正に関する三点でございます。

一つは、関係機関の相互の連携の推進に関する事項を追加する件でございますが、この記載によつて、専門家が連帯、連携し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことによつて、子供と子育て家族を支援するネットワークの網、ネットワーク網、セーフティーネットがより細やかになります。子育てする家族にとつては安心感が高まり、専門家の協働によつて子育て支援の質の向上が見込めると判断されます。

そして、第二点目の事業主の拠出金の上限割合の引上げに關してでございますが、皆様御存じのように、ゼロ歳から二歳児の保育所運営費に關しましては一千億円が追加拠出されることとなつたことから、保育所等運営費に充てる拠出金の額が現行の充当上限割合である六分の一を超えることがもう今既に見込まれるという実態を踏まえますと、また、特にゼロ歳から二歳児の保育ニーズが極めて高いことから、この法案の変更というものが妥当であるというふうに考えられます。

なお、保育の質が、運営費が増えることと保育の質が高まるということは、反対に、海外では、オランダやカナダでは、運営費が削減されると質の低

下を招くということがエビデンスでも既に出されている点からも、極めて重要であると考えられます。

そして、第三点には、積極的に取り組む事業主に対する助成及び援助を行う事業ですけれども、仕事と子育ての両立を更に推進していく優れた方策の一つでございます。実態としては中小企業の割合が低いというような事実がございますので、この推進へのインセンティブになることが望まれますし、広くイメージアップのための広報をしていくというようなことによって、両立支援の機運を更に高めることが重要であると判断しております。

そして、次に、恐らく今回の最も大きな論点であります児童手当法の一部改正に関して意見を述べさせていただきます。

まず、この点に関して意見を述べるに当たり、私の前提を申し上げます。

私は、子ども・子育て支援新システム検討会議の発足以来今日まで、子ども・子育て支援新制度の検討会議の委員として、ずっと継続して参画してまいりました。この期間、国の子育て支援政策は、待機児童対策、幼児教育、保育の無償化など、全体として充実が図られてきていると認識しております。

しかし、それでも実際には、待機児童対策等の量的拡充は図られてきてまだ十分ではなく、さらに、質の充実も必要とされていますが、財源は十分とは言えません。保育の量的な拡大を更に進めると同時に、質の充実も今後、乳幼児期の子どもにとって生涯にわたる人格の形成を培う上で重要であるというふうに判断されます。

子ども・子育て支援の量的拡大と質の向上を実現するためには一兆円超の予算が必要ということが言われてきておりますが、令和三年度の予算は現在七千億で、当初想定された額より三千億円不足しております。まだまだ予算は十分ではなく、子育て支援のための予算も今後更に充実していく必要があるという認識に立っているのが、まず私の前提であり立場であるということを述べさせていただきます。

いただきます。

その上で、限られた財源をどのように配分していくのか、その配分の優先順位は何か、それが国全体の子どもたちや子育て家族のウェルビーイングにとって重要かという判断が、今回の児童手当法案の議論の主要論点であるというふうに理解しております。

限られた財源をどうするかということでございますが、第一に、国際的な政策動向から考えてみますと、児童手当や児童扶養手当のような保護者に現金給付を直接行う現金給付と、保育や幼児教育等、子供自身の生活をする場の保育、幼児教育の充実を図る現物給付で、どちらをより厚く配分する政策を取ってきているかというように比率を見ますと、先進諸国、スウェーデン、ドイツ、フランス、イギリス等の先進諸国においては、どの国でも、現金給付よりも現物給付をより充実するよう増やしてきているということが内閣府の資料等で指摘されております。

そして、スウェーデン、ドイツ、フランスでは、実際に現物給付の比率が現金給付よりも多くなっています。これは、保護者に配付される手当が専ら子供のために真に使われるかということの保証が十分ではなく、保護者自身が使用する懸念もないわけではないからです。

また、多くの子供たちが乳児期から保育所に登園しているという現在の我が国の状況を考えますと、現物給付によって子育て家族を支えるということが極めて重要になってきていると考えられます。

また、児童手当のような現金給付に関しても、イギリスやフランスでは所得による違いをつけております。それは、世界的に経済的な格差が増大する中で、より困難な層に手厚く、困窮の層に手厚く子ども・子育てに関する資金の充実が図られるべきだと考えられているからです。

税金ですので、真に貧困世帯、困窮世帯の子供たちが質の高い保育を受け、子供をより多く産んでも安心して子育てが家庭でできることに優先的に配分されるべきではないかというふうに考えられます。

れます。

英国、米国等の保育の質の効果研究でも、経済的困難層の乳幼児の保育の質が子供の発達に及ぼす影響が大きいということが示されております。家庭の経済状況が児童虐待の生起の直接原因となっているという因果関係は同定できませんけれども、経済状況が媒介要因の一つとして影響することは指摘されているところです。

厚労省の二〇一九年の世帯調査によりまして、全世帯が五百五十二万三千円、児童のいる世帯が七百四十五万九千円でありまして、特に子育て世代では六百十四万円が世帯年収でありますので、今回の千二百万円は、およそその二倍になります。しかも、今回は、世帯の合算額ではなく、世帯主のみで千二百万円の所得制限になっております。つまり、共働き世帯が増えていることから、世帯合算で見ればより高くなる可能性も考慮に入れる必要があります。

また、年収が千二百万を超える世帯では金融資産が大きいということも示されていますし、児童手当が実際の生活費や養育費よりも将来の貯蓄や保険料として使用されているというようなことも内閣府のデータで示されています。世帯年収が高くなるほど金融資産も多く、さらに、児童手当が貯蓄等に使用されることも容易に予想されます。

この所得制限で児童手当受給対象となる児童数は約四割でございます。この今回の見直しの三百七十億の財源効果が見込めるわけですが、それを子育て安心プランそして待機児童対策の方に割り当てていくということが困っている家庭をより厚く支援することにつながりますし、今後は、多子世帯への給付の拡充や、経済格差拡大の中で生活困窮世帯への給付支援等、現在において喫緊に必要とする保育の問題の解決に使用されるべきではないかと判断をいたします。

少子化対策という観点から見たときにも、今回、新たに不妊治療それから全ての子供の幼児教育の無償化に大きな予算配分が充てられております。ですので、児童手当で、特に所得の高い層での少子化対策として児童手当がどこまで有効であるのかという点も疑問があります。

るのかという点も疑問があります。

このようなことから、新型コロナで経済格差が一層拡大している中で、限られた予算では、所得制限をかけて、その資金を保育の充実に充てていくための第一歩にするということが妥当なものであるというふうに判断がなされます。

終わりですけれども、最も重要なことは、社会保障の中でも子ども・子育て支援のための予算は国の未来を開いていくために今後も一層充実していく必要があるということ、そして、それをお子供たち、特に困窮世帯の子供たちへの喫緊の課題に対して手厚く対応し、人生の始まりにおいて目の前の子供たちが豊かな人生のスタートを切れるようにしてほしいと願っておりますことをつけ加えまして、私の意見陳述とさせていただきます。

以上になります。(拍手)

○木原委員長 ありがとうございます。

次に、阿部参考人をお願いいたします。

○阿部参考人 おはようございます。東京都立大学人文社会学部、また子ども・若者貧困研究センターの阿部彩と申します。

今日は、このような機会をいただき、ありがとうございます。

私は、貧困の専門家ということで、子供の貧困の立場から、必ずしも今日の法案の範疇にとどまることだけではないんですけれども、今の子供の貧困の現状からの意見を述べさせていただきますというふうに思います。お手元に資料を配っておりますので、そのグラフを見ながら聞いていただければ幸いです。

三ページ目になります。日本の相対的貧困率、これは御承知のとおり、二〇一八年値で子供の貧困率は一三・五％となっております。

残念なことに、この調査は三年ごとに行われておりまして、二〇一八年の数値というのは、もちろん今のコロナ禍の子育て世帯の状況に比べると、大分状況がよくなった頃のことです。ですけれども、そのような時点でもどのような子供が貧困なのかということをお聞きいただければと思います。

ちなみに、もし経済状況が二〇〇九年、一〇年ぐらいの経済状況まで戻るとすれば、子供の貧困率がやはり一六、一七％過ぎになっていくというのは十分に考えられることかなというふうに思っております。

一ページおめくりください。これは厚労省の今の二〇一八年のデータを年齢別に、性別に推計し直したのになります。

御覧になりますように、今、日本の貧困率は二つの山があり、一つが若年期、一つが高齢期になります。高齢期は男女差が非常に大きいんですけれども、子供の方に着目していただきますと、まず、子供の方の貧困率が高齢者とほぼ同じぐらいになっている、特に男性ではということがあります。それと、一つやはり注目していただきたいのが、子供の中でも年齢によって非常に大きな差があるということです。これが、年齢の低い層の方が子供の貧困率が高いと思っていられしやる方が多いんですが、実は年齢の高い層の方が子供の貧困率は高くなっております。

一ページおめくりください。これはちよつと長期的に、八五年から二〇一八年に何が起つてきたかという、これは男性の方の年齢別貧困率ですが、赤が二〇一八年、青が一八八五年ですので、約三十年前です。

見ますと、まず、子供期の山が非常に顕著になつてきたというのが非常に顕著に分かるかなと思えます。それと同時に、先ほども申し上げましたように、やはりこの時期は山なんです。一ページめくっていただくと、女性も同じように十五歳―十九歳又は二十一―二十四歳をピークとする山が子供期に起きています。

もう一ページおめくりください。ここは二〇〇〇年代からの状況ですけれども、見ていただきますと、赤で囲っていますように、ゼロ歳から二歳、三歳から五歳の貧困率は二〇一二年から大きく下がっておりますけれども、年齢の高い層ではそれほど下がっておりません。

では、なぜこのようなことが起こっているのかということですが、二ページおめくりください。

次は、二〇一八年の再分配前と再分配後ですが、見ていただきますと、まず、再分配前の貧困率、男性ですけれども、年齢層によって大きく違うということですね。

その次のページも女性で同じようなことをしておりまして、再分配がどれぐらい貧困率を削減したかということを見ますと、確かに年齢の小さい層というのはそれほど削減されてはいないんですけれども、ですけれども、元々の再分配前の所得の貧困率が子供の年齢が高い層で高いんですね。

もう一ページめくっていただきますと、二〇一八年の再分配前と再分配後を三歳刻みに出してみましたけれども、これで見ても分かりますように、やはり再分配前の差が非常に大きいということで、その差を縮めることは再分配後に起きていません。

もう一ページ、済みません、どんどん行きますが、めくっていただきますと、これが八五年から二〇一八年の違いを見えています。八五年が薄いブルーで、二〇一八年、一番直近のものが濃いピンクになりますけれども、やはり全体的にどの年齢層も再分配前の所得の貧困率が非常に大きく伸びているんですね。中でも、やはり、どこが伸びているかというと、子供の年齢層の中でいえば、年齢層の高い層の方が伸びています。

その次のページは女性で同じようなことを言っています。

ポイントですけれども、長期的に見ると、子供のいる世帯においては再分配前の貧困率が悪化した。つまり、子育て世帯の雇用状況が悪化しているということなんですね。それがまず第一の、一番の大きな貧困の元凶です。

再分配の逆機能ということで、再分配前の方が再分配の後よりも貧困率が低くなっている、貧困率が悪化してしまうという逆機能というのは、実は、二〇一五年まではずっと見られておりました、子育て世帯の中では、それが解消されていきます、二〇一八年では、ですが、それでも、やはり、特に中学生以上の子供に於いての貧困率の長期的な悪化と、その改善の恩恵が行き渡っていないという状況があります。

次に申し上げたいことが、平時における生活困窮があるということ。ポイントとしては、生活困難というのはコロナで初めて現れた問題ではないということ、一例だけ持ってきました。それが債務の滞納です。公共料金と債務の滞納。

今回、コロナの中で、家賃が払えない、公共料金が払えないといったことで、様々な措置がなされました。ですけれども、このデータは二〇一七年のもので、二〇一七年の時点で、過去一年間で金銭的な理由で電気料金が払えなかった率、一人親では一割を超え、二人親でも二から四％となっておりまして、三十人に一人、各学年に数名はいるといった状況です。

これは全国調査のものなんですけれども、各自治体が行っている子供の貧困調査を見てもみると、もつと赤裸々な状況が見て取れます。ここは、済みません、愛知県、沖縄県、北海道、香川だけを持ってきましたけれども、どこの自治体でも、ほとんどの都道府県がこの実態調査をやっておりますけれども、見ても同じような数値になります。ですので、沖縄であれば、一割以上の子供たちの世帯においてこれらの料金を滞納したことが一年間であるといった状況です。

一ページめくっていただきますと、大阪と沖縄では、実際に電気やガス、水道が止められたことがありますが、これも聞いておりますけれども、大阪では、半年の間で一％以上の子供に於いて電気、ガス、水道が止められています。一％というのは百人に一人ですので、一学年に一人の子供が電気が止められている家に住んでいるということになります。実際に申し上げますと、子供のいる世帯の生活保護率は約一％ぐらいですので、それと同じぐらいの割合の子供でそういった状況が起こっているということです。

一ページめくっていただくと、これが私の意見となります。

まず、今回、コロナによって様々な政策が施されておき、それはすばらしいことなんですけれども、所得補填、つまり、所得が下がったという人たちに對する所得補填と、それと、憲法が保障する最低限の生活ができていないという人たちに對する所得保障、この二つは違うのではないかとということです。特に、やはり、私は、赤の所得保障の方を今強く強化するべきだというふうな思っております。それは、憲法で、二十五条で定めるもの、また、子供の貧困、推進に関わる法に定めてある子供の機会の保障といったことになります。

このような生活困難はふだんでも起こっているんですね。コロナで初めて起こったわけではないんです。コロナに対して、緊急時として、特別措置として対処することには、もちろんやらなければいけないのでやっているんですけども、弊害もございいます。

一つが、リアクシヨナリーな対応、つまり、声を上げたところに対しての給付はすぐなされるけれども、声を上げられないところには出せない。一時的なものにとどまる。貸付事業というのがまたありますし、一回だけの給付金といったようなことになります。

切れ味が悪く、非効率な対応になるというのは、必ずしも必要でない人にも全て配ってしまうというような方法を取るしかないということですね。確かに、所得が下がっている子育て世帯は多いですけれども、全然所得が下がっていない子育て世帯もたくさんあるし、その方が大部分だというふうには私は思いません。

それから、平時の生活困難に対しては何らかの便益がなく、逆に財政圧迫により悪化する可能性がこの数年間はあるというふうな思っております。

今回の法案の中では対処される場所ではないと思いますし、児童手当か保育か、どちらに配給するのかといった二項選択ではないと私は思います。

そういった中では、やはり、生活保護というのは、一番これが最後のセーフティーネットであり、これを受けやすくし、そして恥でないというような状況をつくっていかねばいけない。ですので、私は、首相が生活保護があるというふうにおっしゃってくださったことは、非常にうれしいというふうに思いました。ですけれども、言葉に合うように、生活保護を必要とする人は全部受けられるようにしていただきたいということで、その条件の緩和というのは是非御検討いただきたい。

今、生活保護の保護率、二〇一七年のものしかなかったんですけれども、これを見ますと、やはりゼロから十九歳のところは一％といった程度になっております。ですので、高齢者に比べて大分少なくなっているといったようなことがありま

そこで、最後に、政府の信頼の回復といったところで、まず今の国民に必要なものは、どんなに困っても、どんなに仕事がなくとも、ここまでの生活は絶対に政府が守ってくれるという安心感を持ってないということだと思えます。それはやはり、ポトムラインが何なのか、どんなに困っても、日本にいたら、医療が受けられないことはいんだ、子供が食に困ることがないんだ、そういった状況、お母さんやお父さんが失職しても心中しなくてもいいんだ、生活保護があるんだ、そういう安心感がないというのが一番の問題かなというふうに思っていますので、私はそこを強化するというのを一番に考えていただきたいなというふうに思います。

そのほかに、子供に関しては、食の支援、これは子供食堂などのNPOに対する支援が今なされていますけれども、公立の中学校であつても給食というのが一〇〇％給付されておりません。です

高校生年代、子供の施策というのが全て中学生以下の子供に対するものに今収まっているというようないふことがあります。医療の保障もそうです。これも自治体が行っていますけれども、ほとんどが中学生までです。それと、住まいの保障。この三つをまず考えていただきたいというふうに思います。

済みません、今回の法案に直接関係、それを超えてしまつてもございしますけれども、是非子供の貧困という観点から御検討の材料にしたいだけばなというふうに思いました。

御清聴どうもありがとうございます。(拍手)
○木原委員長 ありがとうございます。

次に、吉田参考人をお願いいたします。

○吉田参考人 三人の大学の研究者に挟まれましたので、一体私は何者だろうと自分でもちよつと思つたのでございします。保育専門誌を四半世紀出し続け、現場、行政、いろいろな方々とやり取りをしているその経験、あるいは、国、地方自治体の様々な子供関係の会議にも関わらせていただいていますので、そういう立場を踏まえてお話し申し上げたいと思います。

本日の案件については、秋田先生の方からかなり詳細に正確なお話をいただきましたので、少し視点をえて、この児童手当あるいは子ども・子育て支援の問題を少しマクロな視点で整理をした上で、今日の案件に対する意見を二つほど申し上げたいと思います。

釈迦に説法でございますが、そもそもこの子ども・子育て支援新制度というのは、税と社会保障一体改革の中で誕生しまして、いわゆる全世代対応型の社会保障ということで、消費税財源から七千億円を入れる、それから、社会全体が支援するというところで、企業等の事業主拠出金というところから七千億円ぐらゐが今入っている。その中から、今般の問題の児童手当、あるいは三歳未満児の保育、あるいは企業主導型保育というものに使われております。

先ほどお話ございましたように、そもそもこの新制度、スタートのときには、一兆円を超える

ような新たな財源を追加をして、質、量共にしっかりと進めるという大前提でございしましたが、七千億円については消費税から入りましたが、残り三千億がいまだ実現をしていない。この三千億円で本当は、量だけでなく、より質の改善につなげるということであつたわけですが、まだこれが実現をしていないということでございします。

その意味では、OECD加盟諸国、先進国の中で、相当ここ数年、日本の子供財源は膨らんできたとは思いますが、是非とも世界に胸を張れるような一層の子供財源の拡充をしていただきたい、まずこれが大前提だということでございします。

さはさりながら、コロナ禍の下で、歳出がかなり膨らみ、歳入も厳しくなるだろうという厳しい財政事情の中で、今般の児童手当等の改正という話になつたわけでございます。したがって、本来であれば、恐らく誰一人特例給付等を廃止はしたくない、与野党の先生方問わずに、むしろ増やしたいということだと思ひますが、しかし、残念ながら限られた財源の中で、これをどう有効に、あるいは効果的に使うのかというところで是非意見の調整をいただきたいと考えております。

そのためには、児童手当ということだけで特化して議論をしたのでは恐らく答えは出ないのではないかと。つまり、子ども・子育ての関係施策というのは、いわば総合的に、あるいは包括的に、あるいはパッケージのような形で成果を出すことを考えるのが私は筋だと思ひますので、その意味で二つの視点で申し上げたいと思います。

今日の資料は、いろいろごちゃごちゃ書いてございしますが、御参考にしていただきたい。

その中でも大きく取り上げていますが、一つは、部分最適の発想ではなく、全体最適の発想が子ども・子育て支援政策においても重要である。もちろん児童手当そのものも非常に重要だけれども、そのことだけで恐らく答えは出ないのではないか、様々な多様な施策の総合化、包括化が必要だ。あるいは、言い換えれば、児童手当を始めとした、育児休業給付もそうでしょうが、現金給付と、それから幼児教育、保育あるいは子育て

て支援のような現物給付の組合せ、バランス、これをどう考えるかということだと思ひます。

その点でいえば、今回の特例給付の廃止ということは、残念なことではございしますが、一方で、二年前に行われた幼児教育、保育の無償化によって全ての世帯収入の家庭が無償化をされましたが、結果的には、保育料を考えれば比較的高所得層の方が無償化の、金額的には大きかった。それを、合わせ技ということとは適当じゃないかもしれませんが、児童手当と無償化を重ねて考えると、特例給付のやむない縮減というのは、組合せで考えればあり得るのかなというふうに考えております。

そして、今日の資料で唯一使う資料は、最後から二枚目でございます。二つのデータを出してございします。七ページ目と八ページ目。これは、今年一月中旬ぐらいでしたか、日本保育協会の石川県支部の方で国際的なことをやりたいという依頼がありまして、先ほどの秋田先生にも大変御協力いただきましたが、オックスフォード大学のエドワード・メルウィッシュという、大要、政府、政策にも関わっている先生にオンラインでつないでいろいろな話等、やり取りをさせていただきしました。その中の資料の一部ということになります。

八ページ目の資料を御覧いただくと、もうこれは一目瞭然、もちろん日本とイギリスでは状況が違いますからイコールにはなりませんが、御覧いただいたとおり、子供のいる家庭の収入状況によつて子供の発達状況がどうか。このグラフが、低い方がいいわけですね、発達遅延率ですから、これは低い方がいいということなんです。やはり貧困層あるいは平均より以下の世帯の方が残念ながら子供の育ちにいろいろ問題を生じている。言い換えれば、所得が高い家庭ほど、やはりそこはいいんだということが如実にうかがえます。言い換えれば、児童手当等の現金給付がより効果を発揮するのは、中間以下若しくは貧困層でより効果が出ると思ひます。

しかし一方、ここからもう一つ読み取れるの

は、幼児教育、保育を受けている場合と受けていない場合で、これは、家庭の収入にかかわらず、全ての家庭において、幼児教育、保育を受けている方が子供の育ちにやはりメリットが出てきている。ということは、より高所得層は、現金給付以上に幼児教育、保育という現物給付の質で貢献できる要素はかなり高い。

今回、千二百万円というモデル世帯の、どちらかの親の収入ということですが、夫婦合算すると恐らくもつと多い、千五百万、二千万の家庭もあるでしょう、その家庭が月五千万もというところ、いや、五千万はなくなりませんが、あなたのお子さんの幼児教育、保育、あるいは小中学校の教育環境が非常によくなって、あなたのお子さんの育ちにいろいろ整備されるんですよ、そっちにも回るんですよということの方が恐らく理解していただける家庭は多いのではないかと。極論ですけれども、私は、実はそのように考えております。

それからもう一つは、これも、所得にかかわらず、子育て家庭の家庭状況が子供の育ちにかなり影響する。それは、その前の七ページのところを御覧いただければお分かりのように、真ん中から左の方が主に家庭の状況ですね、世帯の収入であったり、親の学歴であったり、社会経済的地位であったり、家庭学習環境であったり、これはかなり子供の、十一歳時点ですけれども、読み書き算に大きく影響しているということ。じゃ、この家庭がどんな家庭でも豊かな家庭環境になるように、多様な手厚い子育て支援という現物給付を提供することが恐らく相当有効だろう。

そしてもう一つは、右二つが質の高いプレスクール、プライマリースクールでござりますが、これは十一歳時点ですから、もうプライマリースクールの教育もほぼ受けています。そして、随分前にプレスクール、いわゆる幼児教育を受けている。しかし、プライマリースクールよりもプレスクール、幼児教育の影響の方が若干まだ高い、十一歳時点でも。いかに幼児教育、保育の質というものが、その年代だけじゃなく、後々にまで大

きな影響を及ぼしているのか。

こういったことを総合的に勘案をいただいて、児童手当等のような現金給付と、それから幼児教育、保育あるいは子育て支援のような現物給付と、そのバランスを、残念ながら限られた財源の中でいかにうまく組合せをして、いかに高い効果、成果を出すか、そこに政策の知恵を、是非とも、与野党を超えて、子供党という視点で結集していただきたい、そのことを切にお願いしたいと思います。

以上でござります。(拍手)

○木原委員長 ありがとうございます。

次に、伊藤参考人をお願いいたします。

○伊藤参考人 おはようございます。鹿児島大学の伊藤と申します。よろしく申し上げます。

本日に、このような機会をつくっていただいて、非常にありがたく思っております。

私の方は、レジュメみたいな感じなんですけれども、これを全部読むと十分じゃ終わらないので、要点だけお話ししたいと思っております。

端的に言いますと、まず、今回の子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案は廃案にしたいと考えています。

そこに、後で書いているように、私の対案みたいなものがあるんですけれども、是非、子ども・子育て支援新制度については抜本的な見直しを行って、議員立法でも何でもいいですから出していただきたいと思っております。

このままでは待機児童は解消できないだろうし、実際問題として、先ほどの支援事業の計画のお話がありましたが、計画に連携を盛り込むというのがありますけれども、これもほとんど理念的なもので、実態として、子ども・子育て支援法自体が待機児童解消なり子育て支援の拡充になつていないというのが一番大きな論点。

それから、先ほどからお話が出ています児童手当法の特例給付の廃止。これを廃止した上で待機児童解消の財源にするというのは、これは社会保障・税一体改革の一つの流れだろうと思うんですね。つまり、社会保障の財源は消費税でやるか、

別の社会保障の給付を削って、そっちに、財源にするか。

でも、このやり方って、本当に保育が充実するんですか、これは。消費税を上げなかったら保育士の給料は上がらないんですかということになりますよね、結局、リンクさせれば。あるいは、今回みたいに、待機児童の解消をやるためには児童手当を削るんですか。これはおかしいと思いませんか。

そういう観点から私は意見を述べさせていたいただきます。

コロナ禍の法案提出ということで、そこに書いてありますように、非常に状況が悪い中、子供の貧困だけでなく学生の貧困も、私のゼミ生は学費が払えなくて除籍になりました。バイトもなくなった。親にも私は電話をかけたんですけども、でもそういう状況です。本当に若い人たちの貧困は深刻な状況で、学ぶ権利すらも十分保障されない。

それから、待機児童の問題もそこに書いてありますが、二ページから三ページにずっと書いてあるんですけども、結局、本来であれば認可保育所をもっと増やして、保育士の給料をよくして、配置基準をもうちょっと手厚くすればいいんですが、それをやらない。むしろ、小規模保育事業とかそういうのを作って、保育士でなくてもいい、保育士の資格は要らないと。こんなあり得ますか。学校で、済みません、私の学校は半分しか教員免許を持っていない教師しかいないんですというのとは通用しないでしょう。何で保育所はそれができるんですか、保育施設は。本来、保育士資格のある人に、その人たちをちゃんと給料をよくして配置すべきですが、そういう規制緩和をずっとやってきました。

そして、子ども・子育て支援制度、新制度のときに、四ページのところでありますが、結局、これは御承知のとおり、二〇一二年の六月に、もう九年前ですけれども、当時与党だった民主党と自民党、公明党の三党合意で、従来は幼保一体化ということだったんですが、それをなくした上で、子ども・子育て支援法と認定こども園法の一部改正、児童福祉法の改正ですが、児童福祉法の、先ほどもお話がありました、消費税一〇％への引上げによる増収分ですね、七千億でした。あと三千億で一兆円。なかなか三千億が確保できないということですが、そういう形で子育て支援を充実するということだったんですが、私はそういう狙いじゃなかったと思うんです。

子ども・子育て支援新制度は、あくまでも介護保険のようにしたかったわけです。あるいは障害者福祉のように。市町村が持っている保育の実施義務を外したかった。だけれども、それはいろいろな保育団体も含めていろいろなところの批判があつて、結局、児童福祉法の二十四条一項は残りました。なので、新制度というのはすごい複雑な制度になっています。訳が分かりません。給付制度なのか、それともそういった市町村が委託できる制度なのかよく分かりません。法的に整合性が取れない制度なんです。これについてはもう時間がないのでともしやべれないんですが。

やはり、そういう意味では、ちゃんと公的に責任を持って、自治体あるいは国の責任で財政的な面も含めて保育所を増設していくということが大切なんです。事業計画というものが、見てもらったら分かるんですけども、事業計画については五ページの下のほうですね、子ども・子育て支援事業計画というのは、私も関わっていたことがあるんですけども、市町村レベルで、鹿児島県の阿久根市というところの子ども・子育てでそういう計画を策定したんですが、全部コンサルタント会社に丸投げです。だって、分からないんですよ。そういう中で議論して、でもほとんど事務局が出したのを丸のみです。恐らく、こういう自治体が多いんだろうと思うんですね。計画は作って終わりです。検証も何もしていない。それで本当に需要が足りていたのか。

恐らく、このままいくと、六ページのところに書いてあるんですけども、子ども・子育て支援事業計画に定めるよう努めるべき事項として、その事業を行う市町村その他の当該市町村におい

て、先ほどお話があった関係機関等の連携の推進に関する事項が追加されています。これ、実は医療計画とか介護保険支援事業計画でも連携というのはよく言われるんですが、全然進んでいません。

だから、やはり理念的なものじゃなくて、本当に計画をちゃんと検証できるような仕組みをつくること、そしてさらに、市町村とかそういったところで保育所を整備する義務があるというのを、そこまで書き込むべきです。ドイツとかはそういうところまでやっていますものね。

だから、ドイツなんかは、後ろの方に判例がありますが、保育所に入らなかったと裁判を起したら、自治体は負けるんですよ。損害賠償責任。ちゃんとつくらなかったということ。そういう義務を明記すること、それが必要じゃないかな。

保育の実施については、私は、市町村が責任を持つべきだと思うんです。これは、今、コロナの中で本当に明らかになっているんですけれども、やはり公的なものでやるべきなんです。公助じゃなくて、公的責任でやるべきなんです。そういったことが、全然、今回の法案にも出てこないし。

さらに、児童手当については、先ほどもお話したとおりです。

これは、よく言われるんですよ、一番困っている人に行き渡る現金給付。これをやると、必ず、一番困っている人には行きません。一番困っている人は声が上げられない、申請できない。

そして、所得制限をつけると、ボーダーの人が困ります。児童手当もそうですが、児童扶養手当もそうですが、まあ、児童扶養手当が特にそうなんです。前年度の所得で変わってくるんですよ。だから、前年度の所得がすごくあって、ところが、コロナで全然所得がなくなったら、前年度の所得が高過ぎたから、三百何十万を超していたらもらえないわけですよ。所得制限は本来なくすべきです。

それと、皆さん方も、お金がある人に、そんな、五千円も渡す必要はないじゃないかと言っている

れども、多くの国はそうしていますよ。日本は割と選別主義的。結局、お金持ちからは、税金や保険料を高くして取ればいいんですよ。給付は平等なんです。それは事務手続もかららないし。もし、それでどうしても嫌と言うんだったら、十万円みたいな、私は受け取りませんに丸をしてもえればいいです、あの十万円の給付みたいに。そういう普遍的な制度設計をすべきで、普遍的な制度設計、みんなに配するというのが、一番困っている人に行き渡りやすいんです。

これを私は強調したいし、もう一つは、消費税に依存しない、最後のところですが、十二ページのところですが、消費税と保育の財源をリンクするのはやめるべきです。

これだと、消費税を上げられないと保育は充実しないということになります。そういう目的でリンクさせたんだらうと思うんですが、やはり必要な予算は一般財源で、それが政治の力だろうと思うんです。政治にやる気があれば、限られた財源じゃなくて、必要なところは、朝日訴訟の一審判決が言っていますが、予算の配分、つまり、そういうものは、予算が足りないから最低限度の生活を削るということはやっちゃいけない。予算が足りなかったらどこから持っていく、必要な給付は、それが政治の役割だろうと。まあ、そこまでは言っていないんですが、私は思いますし、やはり、今回の、児童手当の特例給付を外して三百七十億ですか。これ、三百七十億、何で出せぬのですか、特例給付を外さなくても。なぜその財源が確保できないんですか。オリンピック予算で一兆円ぐらい。だから、これは本当に政治の配分の問題じゃないかと思うんです。

特例給付の廃止は是非やめていただきたい、更に児童手当なり児童扶養手当を上積みするような政策を求めて、審議を尽くして、今回の子ども・子育て支援の、拡充というか、むしろ逆行ですね、この法案は是非廃案にしていだいて、そういう、もうちょっと一般財源でやって、子供の、更にもう一回言えば、学生たち、若い人たちの貧困に対処できるような財政出動を行ってほしいと

思っている、私の陳述を終わります。どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)
○木原委員長 ありがとうございます。以上で各参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○木原委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。藤原崇君。

○藤原委員 自由民主党の藤原崇でございます。本日は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案につきまして、参考人ということで、先生方、大変ありがとうございます。

私の方から、何点が質問をさせていただきますか、と思います。

まず、事前に委員部からお配りをいただいている資料を見ながらなんですが、まず、秋田参考人と吉田参考人に簡潔にお聞きをしたいのは、この法案とはちよつと違うんですが、幼児教育の無償化が導入されてまだ一年ちよつとしかたつておりませんので、評価をするにはちよつと早計だとは思いますが、評価を今、今の時点で、導入して効果的なものであるとか、例えば吉田参考人ですと、保育に預ける時間が延びてしまつたという懸念もあるのではないかと、今一年ちよつと話をなさつていたりするんですが、今一年ちよつとたつて、ちよつとそれについての感想とか、評価とまでは言わないんですが、感想をちよつと順次お聞かせをいただければと思います。

○秋田参考人 質問ありがとうございます。まず、教育ですけれども、全ての施設類型に対して無償化がなされたことによつて、公教育を担っているということで、保育所も幼稚園も認定こども園も教育のカリキュラムということに対する意識というのが大変高くなつてきているところ、評価できる点ではないかというふうに考えております。

それによつて、この無償化がなされたことによつて、専門性、保育者や幼稚園教諭、保育教諭がより一層の研修に励もうと、その動機づけはなされている。すぐに子供に成果が出ているというようなことは断言できませんけれども、非常に無償化によつて私たちは教育をしているんだということの意識が高くなり、それが小学校へどうつながるのかというところの意識にも関わつてきているのではないかと。

これは実証のエビデンスがあるわけではありませんが、関わっている園や、全国の園長や、そういう人たちからの話として御報告申し上げたいと思います。

○吉田参考人 実は、残念ながら、コロナ禍によつて登園自粛あるいは臨時休園等が特に去年の今頃から相当続きましたので、ちよつと無償化が本当に新年度から効力を発揮する時期にコロナによつて非常にその部分が見えにくくなつたことはあるかと思ひます。

ただ、全てではありませんが、日本中いろいろなところに呼ばれてお話をしている中で、やはり若干保育時間が延びるということはあつたやに聞いております。ただ、これも正確な調査をしていくわけではありませんが、私の聞いている範囲の感覚として、しかしやはり、四時間利用しよう、八時間利用しよう、十一時間利用しよう、と、無償ですから、同じ無償ならちよつと長い方が助かるなという家庭があるということは想像に難くないだろうと思ひます。

しかし、一方では、今秋田先生がおっしゃつたように、提供する側にとつては、やはり無償というところで相当な国民の税金をいただいているというところに対して、じゃ、我々はどうするんだというところで、相当質を上げなきゃいけない。

幼児教育の無償化の非常に大きい価値は、ただ子育て家庭の経済的負担の軽減のみならず、所得にかかわらず全ての幼児が質の高い幼児教育を受けられて、まさにヘックマン博士がおっしゃるように、また今日のデータでも示されているように、より質の高い幼児教育によつて子供に大きな

恩恵がある。ただ子育て家庭の親の負担軽減だけではなく、一番主役である子供に幼児教育無償化の質という面で効果を及ぼすということが重要だと思っていまして、その質に関しては、残念ながら、私はまだ十分ではないと正直思っています。

今回の無償化は子育て家庭の無償ということであって、無償の本身を、プラス、質の方にも少し政策として目を向けて財源も考えていただければ、より無償化の成果が上がるのではないかと思います。

○藤原委員 ありがとうございます。

始まったばかりですが、大きな転換で、私も、今、今月から長男は小学生ということで恩恵を受けさせていただいたと同時に、特例給付の関係も利害関係がある世代ではあるんですが、大変ありがとうございました。

この特例給付の削減について賛否いろいろあると思うんですが、特に秋田参考人、吉田参考人、伊藤参考人、共通なのは、もっと子育て予算を増やせばそれが一番いいんだということだろうと思っ

ています。そういう中で、伊藤参考人、本法案については反対ということなんですが、本法において事業主拠出金の割合を増やすことをやっております。ある意味、子育て予算を増やすような取組なんですが、ただ、これ、その一方で、一般財源と言え

○伊藤参考人 ありがとうございます。

事業主の拠出金、非常に児童手当に割と特異なこと

で国庫負担が減っていくわけですね、国の負担。その図を見られるとまさにそうなので。

だとすると、やはり国庫負担の部分も増やしていくべきじゃないかということで、むしろ、どっちかというところ、今回のやり方というのは、やはり公的な負担の部分

を減らして事業主負担に置き換えるように、そういう魂胆が見え見えなので。むしろ、そうじゃなくて、パイを増やすのであれば、やはり国庫負担の部分も増やしていくという

ような形で、割合としては減ってもその額を増やすとか、それで全体のパイを増やすというよう

なやり方がいいんじゃないかなと思うし、もう一つは、これは後でも言おうと思っただけなんですけれども、結局、拠出金の負担を増大していくと、恐らく、これは実は財務省の財政制度等審議会の、資料にもあ

ったんですけれども、令和三年度の建議というのがありまして、毎年出しているんですけれども、かなりシビアなことを言っていますよ

ね、いつも。これについて、私の資料の九ページのところで、少子化対策の安定財源として保険料財源を

求める動きが出ているんですね。これは資料に出ています。保険料財源というのは一体何を意味しているのか。つまり、拠出金という形でやりつつ、企業の

負担ばかりじゃなくて、じゃ、やはり被保険者本人も負担して、被保険者じゃないですね、企業従業員にも負担させようということ、子供保険の

は、フランスがやっているような社会保障税という形でそういった事業主負担分を取るという方法もあるんじゃないかなと思っ

ています。今回の法案に出ているのは、やはり国の負担の割合が減っていくところ

がちよっと疑問があるし、全体としてはもちろん廃案を求めますが、制度自体は、拠出金を入れること自体について

は特に異論はないということです。済みません、長引いて。○藤原委員 ありがとうございます。よく分か

りました。阿部参考人に、またちよっと本法とは違う観点の、今日、御示唆をいただいたんですが、私もま

さしくそのとおりだと思っ

ています。私も弁護士をやっている、特に、独り身で、非常にビジネスに失敗して借金

を負ってしまつたとなると、弁護士は、自己破産をして、しばらく立ち直れない間は生活保護を受け

なければいけないのではないかというところを結構簡単に言うこともあるんですよ。我々としては、立ち行かないのであれば保護を受けられる、それは権利ですから、受ける。窓口で何か言われるのであれば、それは、しつかりつ

と自体が、非常にやはり国民の方に浸透していな

いというふうに思います。また、生活保護に一旦

かかったら抜けられないというのは、今は、本

当に高齢者の方ですとかそういった方々しか受ける

ことができないという事実があるからであって、

それこそがより今後変えていくべきところだと思

うんですね。若い方も困つたら受けて、そして元

気になったらそこから出ていくという、そのうまいサイクルをや

っていただければいいんじゃないかなと思います。また、今、生活保護については、もうオール・オア・ナッシングという形になつてしまつていま

すので、例えば、じゃ、住居費だけ何とかなれば

生活していけるとかそういった方々も、医療費だ

け何とかなれば生活、今は医療単給をやつていま

すけれども、特殊なケースしかないというふう

に思います。ホームレスの方ですとか。なので、そ

のように、やはり、より柔軟にセーフティーネッ

トとして機能させていくということが重要なので

はないかなというふうに思います。

子供に関しては、生活保護は子供に関し

てはかなり手厚くなつてきました、ここ数年で。そ

ういったことも含めて、やはり子育て世帯にも生

活保護、本当に困つたら生活保護というのを、

もっとポジティブなメッセージとして政治家の方

々々から発信していただければなというふうに思

います。

○藤原委員 ありがとうございます。

どういうふうにしてポジティブなメッセージを

発するのが浸透するのとかというのはなかなか難

しいなというのは私も思っているんですが、今、部

分的なセーフティーネットというのはまさしく

おっしゃるとおりだなということで、非常に勉強

になりました。

吉田参考人にちよっと一点。

資料の方で、十一歳の効果、リテラシーと計

算力というのは、所得層別の発達遅延率という資

料を添付をいただいているんですが、今の日本と

いうのは、大分変わってきたところもあるんだと

い学歴の方が職業選択もある程度自由が広がりま
すし、もちろん、別に学歴が高くていい仕事に就
くのがいいという世の中ではないんですが、人生
の中で、一般的な今の世の中が見る、成功したと
言われるためには、学歴を得る方が大事だとい
ふふうに言われています。ある意味、学歴で差別を
しているとは私は言えるんじゃないかと思ひます。学歴
を差別的根拠にできるのは、学歴は本人の努力で
何とかなるからだ、そういうことが大前提にある
と思うんですよ。

ですが、この資料を見ると、これは十一歳時と
いうことなんです、生まれによって、ある意
味、そういう基礎的な能力のところで差異が出て
いるというのは、これは非常に大きな示唆を与え
ている。学歴というのは本人の努力で手に入れて
いるんだ、だから、それで区別をすることは問題
がない。だけれども、そうではないんじゃないか
というようにことだと思ひますが、

これは十一歳時の効果ということなんです、
やはり、そういうふうになったときに、今の世の
中、学歴というものが非常にまだまだ大きな指標
になっているんですが、この研究結果なんかを見
ると、必ずしも学歴というのは本人の努力だけ
ではないところがある。それを埋めるためには幼児
教育、保育教育の重要性がということなんです
が、今後、どういう点で質の向上といったときに
取組をしていくのがよいのかというのを吉田参考
人に少しお聞きをさせていただければと思ひま
す。

○吉田参考人 ありがとうございます。おつしや
るとおりだと思います。

手元にデータがございませんが、巷間よく言わ
れているのは、例えば、東京大学に入る学生は、
やはり調べてみると、相当、高所得、高学歴の親
御さんが多い。これは以前から言われていまし
た。恐らくそういう傾向が強いんじゃないと思ひ
ます。

そうすると、学歴というのが本人だけの努力で
決まるのかというと、恐らく、生まれ育ってくる
幼少期から、家庭環境で学びの環境があったり、

塾とか家庭教師とか予備校とか、あるいはいろ
んな教材とかおもちゃとか絵本とか、やはりお金
のかかる世界もありますので、そういうものが潤
沢に用意できる家庭に生まれ育つ子供の方が、ス
タートラインで、その子自身の能力より、やはり
有利であるという問題はあろうかと思ひます。

であればこそ、そういうものを越えてもう少し
普遍的な形で、子供が生まれてから、幼少期、乳
幼児期から小中学校の時期にかけて、そういう違
いを越えて、やはり、日本に生まれ育つて、今後
の日本を支える重要な人材として健やかに育つて
いけるような環境づくりは極めて重要だと思ひま
す。

それが、先ほどヘックマンの話もしましたが、
このメルウィツシュ教授も含めて、OECD加盟
のいろいろな保育政策を考える世界の中で、ま
あ、秋田先生もそうでございますが、乳幼児期の
教育、保育の質はとても重要である、特に非認知
能力においても有効である、そういう環境から整
備をしていくということ、先ほど申し上げたと
おりですが、やはり、より質に着目をする。た
だし、コストのかかる部分は、低所得家庭が決して
それによって不利益を被らないような現金給付は
有効である。

でも、現金給付プラス質の高いそういう環境、
あるいは現物、サービスを抱き合わせで、合わせ
技で提供することが極めて重要だし、それはやは
り未来を支える人材への投資として、未来への投
資として決して高くはない。そういう意味で、本
当に財源をしっかりと確保していただきたいとい
ふふうに思っております。

○藤原委員 終わります。今日は大変ありがと
うございました。

○木原委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川です。

今日は、四人の参考人の皆様に貴重な御意見を
賜り、本当にありがとうございます。

最初に、四人の皆様と同じ質問をさせていただきます。
新子育て安心プランの中で、短時間勤務の保育

士の活躍促進ということが書かれております。保
育士の確保の問題のところですが、待機児
童が存在する市町村において各クラスで常勤保育
士一名必須との規制をなくし、それに代えて二名
の短時間保育士で可とするというものです。

厚生労働省も、常勤保育士の確保が原則だとい
うことをはっきりと述べているわけですが、こ
うなところ、やはり保育の質の低下が懸念されま
す。背景にあるのが、常勤保育士の確保が困難と
なっていることでもあります。この常勤保育士の確
保が困難となつていいる要因は何なのかについて、
皆様からお考えをお聞かせください。

○秋田参考人 御質問ありがとうございます。
常勤保育士が困難な理由のまず一つは、離職率
が高いということにあります。つまり、保育士に
なつても定着しないということです。

それはなぜかということを考えますと、一つ
は、処遇が一般の通常の年齢層よりも数万低いと
いうような、今かなりキャリアアップ等で改善が
図られていてもまだ低いことや、社会的な評価と
いうものが、先ほど学校の先生の話がありました
けれども、そういう専門家であるにもかかわらず
社会的な評価がまだまだ低く、託児的な発想に、
社会の方たちがそういう仕事として見ているとい
うようなことによつて離職率が高い。

それから、一旦辞めたとしても、戻ってくるか
といへば、非常に厳しい労働環境であつたため
に、もう一度、一回離職した人が再就職をする
というような割合も低い。つまり、M字カーブで、
自分の子供の子育ての間、一旦例えば退職したと
しても、その後また復帰するということなことが
、支援はされていますけれども、現実には上
がつてこない。それはやはり、労働環境が悪いと
いう、その悪循環が生じている。結局、離職すれ
ば人手が足りなくなるので、誰かがそれをカバー
するというような形が喫緊で起こります。それが
厳しい職場というものをつくつてきているとい
うようなところが大きな要因ではないかと思ひま
す。

今、キャリアアップを始めていますけれども、
やはり保育士の資格というもの、続けていくと
それによつて、展望というんでしょうか、専門家
として成長していく、そういうキャリアラダーと
いう階梯が十二分にまだ保障されていないとい
うようなところも大きな要因ではないかという
ふうに思ひます。キャリアアップはその一歩ではあり
ますけれども、まだまだやはり、ほかの看護婦、
看護師とか、そういう人たちの職に比べて、そ
うしたキャリアラダーも見えにくい。

そして、やりがいというよりも、常に命と向き
合つてやつていいる職業でありますので、その辺り
の仕事の大変さとの関係があるのではないかと
いうふうに思っております。

以上です。

○阿部参考人 私は保育の専門家ではないので、
ここはあくまでも一般論かというふうに思ひます
けれども、保育の質が貧困の子供に対して非常に
重要だというのは、ほかの参考人と全く同感で
す。ですけれども、やはり保育の質というのは人
が大事。そのときに、実は、アメリカの子供の貧
困対策の中で一番費用対効果が高かつたものの一
つが、教員の給与の賃上げでした。

ですので、やはり、先ほどの秋田先生もおつ
しやつたように、待遇を改善するということがま
ず一番大事なのではないかなというふうに思ひま
す。

○吉田参考人 実は、昨年、私、厚生省の、保育
の現場・職業の魅力向上検討会の副座長をして
ございまして、今お尋ねをいただいた件のど真ん
中に関わる検討をしてございました。

今、秋田先生からもおつしやつたように、人材
確保は大変困難である、これは事実でございます
が、一つは、やはり処遇が必ずしもよくなかつ
た、あるいは職場環境、労働環境が厳しかった、
あるいは職場の人間関係等、いろいろ問題があつ
たというふう言われてございしますが、では、ど
うすればいいのかということで、私自身は二つの
視点があると思ひまして、一つは離職率を下

げる、もう一つは定着率を上げる、これは似て非なるものだと思います。

離職率、離職率というのは、もうこんな大変な仕事で安い給料でやっていられるかという話ですから、離職率を下げるためにはマイナス面を減らす、つまり、今まで十分でなかった処遇を上げる、あるいは残業をさせない、持ち帰りの仕事はさせない、福利厚生を充実させる等々で、今までのマイナスをなくしていくことによって離職率を下げることは可能だろう。

しかし、では、それで定着するかというと、そうではなくて、よりいい仕事を長くやり続けるためには、仕事を通して、この保育の世界で私はいろいろな研修の機会に恵まれて専門家として成長できたという、成長できる職場であること、あるいは、その職場の先輩、後輩を含めて、お互いに専門家同士で支え合って学び合っているんだという職場であること、そしてもう一つは、そういうふうな学び、成長したことが子供の育ちに非常に役に立って、私は貢献できているんだと実感できる職場であること、そして最後に、そういったことが職場の同僚や園長や保護者や、もっと言えば地域社会の方から認められ、評価されるという職場になれば、当然これは辞めない、定着をすると思つていきますので、離職を食い止めるということと定着を促すという両面で、私は、職員の質、量の確保を図るべきだと思つております。

ちなみに、常勤保育士に対して短時間勤務保育士の問題がございましたが、これもいろいろな多様な側面がございまして、私が現場で聞いているの中では、非常にいい職場で職員が辞めない、そうすると、かなり高齢化をしていく、高齢化をして体力的に自信はないけれども、保育の仕事は好きだし続けたい、給料も、私はもう年も取つて息子も成長したから高い給料は要らない、では、むしろ私は短時間勤務にしてください、朝から一日中働き続けてシフトに入ることは大変ですという方が少なからずいらっしゃることも事実です、その短時間保育についても、いろいろな側面

があるということも御理解いただけると、プラスの面もあるんだというふうな考えております。以上です。

○伊藤参考人 御質問の、パート化につながる規制緩和は絶対私は反対です、今回のやつも。短時間保育士を入れればいいという問題ではないです。ちゃんと常勤保育士で専門性を持つて対処すべきだと思います。

なぜ保育士の処遇が改善できないかというのは、私の資料の七ページのところにも書いてありますが、一言で言えば、国が公定価格に算定している保育士の給与基準額が低過ぎるからです。だから、そこを増やすしかないと思います。

そして、八時間労働なんですけれども、保育所の開設時間は、十一時間というような長いところもありますし、八時間労働でやると、もうほとんど子供にかかりつ切りで、記録とか計画の策定とかはできません。つまり、国のそういう算定基準が、だから、あと、記録とか保育計画の作成というのはサビ残業になっちゃいますね。労働基準法上もこれは違法じゃないかと私は思うんですが、だから、国の基準が低過ぎる、国がちゃんと財源を投入して公定価格を引き上げるしかないんじゃないかなと思つています。

だけれども、先ほど言いましたように、それをやるためには消費税を上げなきゃいけないとか、別の社会保障給付を削るとか、そういうことをやっているから上がらないので、まず基準、それとあと配置基準ですね。人をやはり増やさないと駄目だと思つてます。

御承知かもしれませんが、そこに書いてありますが、四歳児、五歳児の国の配置基準は三十対一です。三十人の四歳児を一人で見るとか、保育士。めちゃくちゃですよ。これもちゃんと改善して、だから、ほとんど自治体は、これではとてもできないというので、七ページのそこにも書いてありますが、全国の平均では国基準の一・九倍の保育士を配置しています。そうしないとできない。

だから、まず基準を上げること、そして保育士の給与基準の公定価格を引き上げること、これがまず最大の解決の道だと思つています。以上です。

○塩川委員 ありがとうございます。

続けて伊藤参考人にお尋ねいたします。伊藤参考人は、公的保育の大切さ、自治体の保育実施義務の重要性を指摘されました。

今、企業主導型保育事業が広がり、いろいろな課題も出されているところであり、自治体の保育実施義務のいわば外にあるこの企業主導型保育事業について、どのように評価をされておられますか、お聞かせください。

○伊藤参考人 企業主導型については、非常に、市町村の責任というか、市町村から離れたところであつて、不正受給も多いし、なかなか、開設しても、開設できないとかいうことも多いので、私は廃止すべきだと思つています。

本来は、やはりこういった小規模、まあ、小規模保育事業自体は、今、認定こども園も含めて、そういったものは市町村に実施責任がないので、それも含めて、企業主導型をまず廃止した上で、認定こども園や小規模保育、更に保育所、そこに市町村が保育実施責任を持つ形にして、児童福祉法の二十四条二項ですが、そこを改正した上で市町村の実施責任というのを明記した上で、こういった規制緩和はやるべきじゃないです、やはりこれは子供の命が懸かっていますから。

今回の無償化でも認可外保育施設なんか対象になりましたけれども、やはり認可外保育施設だとしても、保育士の資格がなくてもいいわけですから、別にあつてもいいことだけれども、やはり、子供の体の状態とか発達を知らない人が保育していく中で、事故が多発しています。

企業主導型もそうなんですけれども、一部、できないことはないんです。私の大学の組合でつくつていた認可外保育施設が企業主導型になったんですけれども、そういう使い道はないことはないんだけれども、やはり保育については自治体が

保育実施責任を持つような形にして、どんな施設であれ、それがやはりベストだろうというふうな考えております。以上です。

○塩川委員 ありがとうございます。

続けて伊藤参考人にお尋ねいたします。今回の児童手当法改正で、特例給付の対象から一定の所得以上の者を外すとしております。日本の家族関係予算は主要国の対GDP比の家族関係支出と比較しても少ない下で、児童手当の削減は行うべきではない、子育て世帯間のやりくりでこういう対象というのはおかしいと思つております。

そこで、こういった子育て関連の予算の財源をどのように確保すべきなのか、この点についてのお考えをお聞かせください。

○伊藤参考人 ありがとうございます。財源の確保については、私の最後の方で述べていますが、基本的に、逆進性が強い消費税はやるべきではないと思つています。

つまり、消費税でやると、先ほども言いましたように、保育士の待遇を改善するためには消費税を上げなきゃいけない、消費税が上がるのは嫌だから保育士の待遇改善はなされないという悪循環に陥つてしまつて、やはり所得税や法人税の累進性を強化して、消費税も、現段階では、私はもう消費税を廃止すべきだと思つていまして、私も、五％に下げるなりした上で、やはり所得税や法人税の累進性を強化すればいいんだらうと思つています。

特に、先ほどもお話がありました、高額所得者については金融所得が非常に多くて、その部分は分離課税で非常に安い税率なんです。それを総合課税にすると、あるいは法人税の租税特別措置とかを順次廃止していくとか、そういう形でちゃんと、お金がある人やもうかつているところ、そこから取れば、先ほど言いましたように、社会手当は、手当という給付は平等に、お金がある人からはそういった税金や保険料をたくさん取

るといふ、それを財源を確保していくことで私は十分できると思うんですね。それがやはり所得再分配に当たると思うんです。消費税でやれば所得再分配じゃないです、それは、逆分配ですから。

社会保障の本来の制度の在り方は所得再分配なので、やはりこれは、法人税や所得税の累進性を強化していく、あるいはそういった優遇措置を廃止していくことで私は十分確保できると思いますし、不公平税制を考える会なんかですと、四十兆円ぐらい、そういう不公平税制をなくすことで、累進性を強化することで新たな財源が確保できるといふことなので、それを子育て支援に回していくといふことは十分可能ではないかなと思います。

以上です。

○塩川委員 時間が参りました。ありがとうございます。

○木原委員長 次に、古屋範子さん。

○古屋(範)委員 おはようございます。公明党の古屋範子でございます。

今日は、四人の参考人の皆様、国会においていただき貴重な御意見を述べていただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

順次、多少重なる部分もございますけれども、確認の意味も込めて質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、秋田参考人、吉田参考人、お二人にお伺いをしてまいります。

幼児教育の無償化が始まりまして約一年半が経過をいたします。この四月からは、さらに、幼児教育類似施設に対しましても一人当たり二万円の給付という制度がスタートいたします。この幼児教育無償化とともに重要なのが、お二人触れていらつしやいました、質の向上だと思っております。

この幼児教育無償化につきましては、我が党、全国約三千人の議員で、利用者の方約一万九千人に聞き取り調査を行ったことがございます。その中では八七・七％の方々がこの幼児教育無償化に

ついては評価をするというお答えをしていらつしやいました。

今後、二〇二四年度末までに、更に十四万人の保育の受皿を拡充をしていこう、待機児童を解消していこうということで、新たなプランがスタートをしてまいります。

しかし、その中で、当然、その受皿の拡大ということも重要なんですけれども、その中身、幼児教育の質の向上ということが大変重要かと思っております。この質の向上に向けた今後の課題について、お二人にお伺いをしたいと思います。

○秋田参考人 ありがとうございます。大変重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

幼児教育の質の向上に関しては、まず一つは、最も子供に対して効果があるということがOECDの調査で明確になっているのが、現職の保育者の研修でございます。それ以外の様々な条件に関しましては、効果がありそうだけれども、これは分かっていますけれども、例えば構造の質と言われるような、クラスサイズであったり、一人当たりの子供の担当を減らしていくというようなことも有効であろうといふことは分かっていますが、じゃ、何人だったら有効かといふのは分からない。

それに対して、まず直近で最も有効なのは、現在ある体制の中では、研修を行っていく、しかも、その研修においても、現在何が一番課題であるかといふところの焦点や重要な概念について、実際に自分たちの実践を基にした事例などの共有による研修というものが有効であるといふことが、今オーストラリア等の海外の研修の事例から明確にエビデンスも出されてきているというようなどころになります。

また、その中で、やはり個々人で保育者が保育に当たるわけではなく、チームで、園として行っておりまして、園長や主任、またミドルリーダーのリーダーシップというように形で、園全体の運営マネジメントが順調にうまく進むというよ

うなことが保育の質の向上において重要であるといふことが言われております。

その辺りについて、また、もう一方では、当然のことながら、今回の児童手当とも関係しますけれども、家庭とのやはり園の連携であったり、それから、幼児教育はその後、児童期以降にやはり大きな影響を及ぼしますので、小学校以降との連携、接続というように形で、家庭や地域との連携、コミュニケーションをつくって、地域で子育てをやっていくというような形を実現していくということが、保育の質を、内側で子供と直接接するやり取りと、それからその子供たち、家族を取り巻く全体としてのウェルビーイングのためには重要であろうというふうに考えております。

以上です。

○吉田参考人 幾つか重なりますので、そこは手短にお話をしたいと思います。

幼児教育、保育の質の向上については、もちろん保育者の養成それから研修等々が重要であることは言うまでもありません。

と同時に、やはり、特に幼児教育、保育は私立、民間がかなり比重が多々ございますので、そうすると、やはりいわゆる園長と言われる方々のトップリーダーのマネジメント力がかかなり重要だろうと思えます。つまり、職員にどれだけ研修機会を保障するんだとか、どれだけみんなの気分を盛り上げるんだとか、これはやはりトップによって相当左右されますので、トップリーダーのマネジメント力を高めるという工夫、努力は避けられないと思います。

それから、もちろん、構造の質と先ほどございましたけれども、やはりちゃんと屋外遊びができるような園庭環境であったり、余り詰め込みにならない保育室であったり、これは決して無視はできません。先ほどおっしゃったように、認可外施設の中には、かなりその部分で問題を抱えている施設がないわけではございませんので、子供の立場に立つて、やはり許せないレベルのものは、それは制限しなきゃいけないといふことはあるうか

と思います。

もう一つ、私の方で申し上げたいのは、やはり質というのは評価を避けられません。なかなか保育の質というのは目に見えない、数値化できないものではあります。しかしながら、評価についてもっとシステムを考えていくべきではないか。

例えば、イギリスにおいては、OFSTEDという政府自身が第三者評価機関を持つて、全ての施設を評価し、その評価を受けていないと幼児教育の無償化は適用されないという話でございますし、ニュージーランドにおいても、EROという、エデュケーション・レビュー・オフィスという第三者評価機関を政府が持つておりまして、そこが現場の保育実践について、丁寧な観点から、ナショナルカリキュラムとひもづけた形でやはり質の評価をし、評価をすれば、その評価を受けたというのを例えば園の玄関に貼っておけば、保護者がより評価の高い園を選ぶというインセンティブになりますので、そういう意味で、評価システムの検討は今後の大きな課題だろうというふうに考えています。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。保育士の研修、あるいは園長のマネジメント力、環境、そして第三者評価、このような観点が今後重要になるというのを伺うことができました。

続けて、秋田参考人にもう一問伺います。

今回、児童手当法の改正で、財源の確保についての改正が盛り込まれました。昨年十二月に閣議決定をされた全世代型社会保障改革の方針では、世帯合算については見送るということになりました、しかし、引き続き検討されるということになっております。

こうした少子化対策又は子育て支援に必要な安定財源の確保について、先生も、まだ三千億が足りないのだという先ほど意見陳述もございましたけれども、社会全体で子育てを支援していくというこの大きな方向性の中で、政府全体の予算の中で幅広く検討していくべきじゃないかなというふうに思っておりますけれども、先生の御意見を伺いた

いと思います。

○秋田参考人 ありがとうございます。

当然のことながら、まずはその財源をいかに増やすかということが極めて重要でありまして、先ほど伊藤参考人の話もあれば、阿部参考人の意見もあれば、いろいろな形で子供にとっての財源をどうやって増やすかということがやはり最も大きな問題でありまして、それで、全世代型においても、やはり高齢者に比べて子供、子供といっても、ゼロから十五だけじゃなくて、先ほど阿部さんが言われましたけれども、もっと、高校生、大学生まで含んだ、そうしたところへのやはり予算投入ということが非常に重要に今後なってくるというふうに思っております。

そのためのごく一部として、今回、特例給付の問題は出ていますが、そこだけで子供の予算が十分なわけではなく、今後更にどういうようにして拡大していくのかということについて、是非先生方に御議論をしていただきたいというふうに思います。企業の出し出しというの限界がございまして。その中で、国全体としてやはり子供についての税財源をどう充てていくのかということの議論がもっとなされるべきだというふうに考えております。

以上になります。

○古屋(範)委員 ありがとうございました。

阿部参考人にお伺いをしてまいります。

先生とは、かつて子供の貧困について対談をさせていただいたことがございます。今日も、所得再配分機能についての言及がございました。かなり前の時点においても、先生、若い世代における我が国の所得の再配分機能、ここが弱い、あるいは逆転をしていたということを指摘されていました。ここでも、再配分の機能の逆機能、より可処分所得が減ってしまうという逆機能は解消されたものの、子育て世帯の貧困率の減少という意味で、その効果は小さいというふうにおっしゃっています。なぜその逆転機能が解消されたかというとき、先生は、やはり児童手当

が拡充されたということが一つの大きな要因だというふうにおっしゃっていました。中学まで、額も拡充をいたしました。

子供の貧困問題と、それから児童手当の意義、これについてのお考えがあればお伺いしたいと思えます。

○阿部参考人 御質問ありがとうございます。

私自身は、理想としては、児童手当というのは、やはり、子育てする世帯を全て国として応援していくんだといったもので、普遍的な手当になるべきだというふうにも思っています。それが理想だというふうにも思っています。ですので、その意見は全く伊藤先生と同じです。

ただ、これまでの何十年間の状況を見ていくと、児童手当の増額と負担の議論というのが必ずしも一緒になってはいないというふうに思っています。なので、やはり誰がそれを負担するのかといった議論をしつかり踏まえた上で、日本の場合は非常に税金を上げることに對してのアレルギーが大きいかなと思っていて、ですので、そういった増税の話はなるべく普遍的なものを上げていくというのはいやいや無理があるのであらう。

特に、やはり、私自身も、生活保護ですとかそのほかのところ、ずっと長い間、予算カット、保護基準の引下げというのを見てきたという立場にある中で、それによってほかのものがスクイーズアウトされてしまうということに対しては非常に懸念を持っています。

おっしゃるとおり、逆機能しなくなったのは、児童手当が大きいかと思います。でも、そもそも、じゃ、何で逆機能しているのかということを考えるべきで、なぜ逆機能しているのかというと、これは社会保険料です、はつきり言って。社会保険料をどうするのかということについてきちんとやはり議論をしないことには、どうしても再配分機能が子育て期、現役世代において少ないといったところを見るのができない。

今回の法案に関して言えば、実は貧困率というのは中間層以上に幾ら給付しても全然変わりません、元々貧困でないのです。貧困線よりちょっと上の世帯に対してどのような給付をしているかというところだけが影響してくるんですね。そういう面においては、やはり貧困線よりちょっと上の世帯に対して児童手当を引き上げる、額として引き上げる又は社会保険料を減らすというどちらかをしなければ、これ以上の再分配による機能の改善というのは難しいかなというふうに思っています。

せん、元々貧困でないのです。貧困線よりちょっと上の世帯に対してどのような給付をしているかというところだけが影響してくるんですね。そういう面においては、やはり貧困線よりちょっと上の世帯に対して児童手当を引き上げる、額として引き上げる又は社会保険料を減らすというどちらかをしなければ、これ以上の再分配による機能の改善というのは難しいかなというふうに思っています。

○古屋(範)委員 もう時間がなくなっています。

済みません、最後、吉田参考人に。保育士が不足をしております。この問題は本当に深刻で、我々も全力で取り組まなければいけないと思っております。この点に関して御意見があればお伺いしたいと思います。

○吉田参考人 一つは、繰り返しになりますが、まず、基本的な部分で、処遇あるいは労働環境を更に改善することが基本だと思っております。

加えて、先ほど定着率のお話を申し上げたように、これは現場も相当工夫しなければいけません。お金だけつけければいいというのではなく、本当に魅力ある、働きやすい、そしてやりがいのある職場だということに変えていきながら、また、社会に対して、保育の仕事はすばらしいね、お医者さん、弁護士に劣らず、立派な仕事だねという、何かモーメントを起こすことが重要だろうと思えます。

最後に、もう一つだけ申し上げますが、足りないのは事実ですけども、いざいざ待機児童は私は解消すると思っております。東京の特殊な地域を除くと、ほぼほぼ、あと数年で待機児童はかなり解消していく。既に、地方では、もう認可保育所の定員割れが出ている地域が相当出てきていると聞いています。

そうすると、逆に、今度は人が余っちゃう。しかし、余るのか。先ほど伊藤先生がおっしゃったように、だからこそ、配置基準を改善をして、むしろ人的体制を充実するというのをもうそろそろ視野に入れる時期かなと思いますので、それも併せてお考えいただければ大変幸いだと思います。

○古屋(範)委員 ありがとうございました。

処遇改善、勤務環境の改善を図りつつも、やはりその先に、質の向上につなげていくべき、このような御意見だったと思います。

今日は本当にありがとうございました。今後の法案審議に生かさせていただきます。

○木原委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 立憲民主党の阿部知子です。本日は、四人の参考人の先生方のお話、それぞれに大変勉強になりました。

順次お尋ねをしたいと思います。

まず、阿部参考人にお伺いいたします。先ほどのお話、他の委員も触れましたが、新型コロナウイルス問題が社会全般に影響を及ぼしておりますが、とりわけ、これまでの子ども・子育て支援全体の問題にも大きく影響を与えているという御指摘だと思いました。

その中で、最も今私どもが、今回は児童手当云々のことでの審議でございますが、より掘り下げて、子ども・子育て支援とはどうあるべきかというところを、コロナを経験して、まず、何から、どこに着目すべきかという点について、阿部参考人にお伺いいたします。

○阿部参考人 ありがとうございます。

多少、私の最初のものに重なりますけれども、ふだんのときであつても、コロナの前であつても、まず、生活というものが破綻している子育て世帯がかなり多い。これは三十年前と全然違う状況がある。それはまず、子育て世帯が稼ぐ能力といますか、稼ぐことができなくなってきたといったことがあるかなというふうに思います。再分配前であれば貧困率が上がっているということなので、ここはまずは雇用問題ですね。

雇用問題というのはちよつと横に置いておいて、じゃ、子供の貧困対策に何が必要かということ、ここ数十年間でかなり子供の貧困対策は拡充

されてきました。ですが、それが教育面にかなり偏っているところがあります。保育もそうですし、無償化もありますし、高校の無償化、それから、去年からは大学の一部無償化というのも始まりました。これらはすばらしいんですけども、どんなに教育費が減っても、家で電気がつけられない状況であるような子供がいるような状態では、子供の貧困対策としてはやはり片手落ちだというふうに思います。

子供の生活自身を支える、これを児童手当というように一律の手当でやるというのは非常に大変だと思ふんですね。かなり金額を上げないと無理だと思ひます。理想としてはそうかもしれないけれども、でも、それが無理だ、財政上無理だとなれば、やはりそれが払えないような、家賃を滞納している家ですとか、公共料金が払えないような御家庭に対してどのように手当をしていくかといったことを考えなければいけない。

その生活の面、子供食堂ということで食の問題もあっていますけれども、なぜ親が子供に食べさせられないようになってしまふのかといったときに、少なくとも子供がちゃんと食べられるようにするということを考えていく必要がある。そのため部分的な、これは普遍的な理念から離れてしまふんですけれども、今は、私には、とにかくセーフティーネットを強化するということが一番重要かなというふうには思っています。

ですので、生活面、衣食住ですね、をきちんと手当てするように、衣食住の住の中には、電気ですとか公共料金というのが入っているということになります。

○阿部委員 ます、セーフティーネットの保障、子ども・子育て世代というか、子供自身に対するセーフティーネットの問題を提起をしていたいただきました。

医療も住まいも食事もそうですが、私は、やはり今、子供という中学生以下をイメージいたしますが、この間、コロナで更に明らかになったのは、思春期という十代後半の子供たちの貧困問題、これも際立った問題で、なかなかここが施策の隙間になって手当がされていないということ

を日頃から大変問題意識に持っておりますので、今日の阿部先生のいろいろな資料も、その意味で大変参考になりました、貧困の年代がそこに強く表れているということ。

そして、その上で伺いをいたしますが、今度はお三方にお願いをしたいと思ひます。

阿部彩先生は、同時に、問題の本質は例えば現金給付が現物給付かの二項対立ではない、そのようにおっしゃられて、ほかの参考人の皆さんも、きつとそう思っておられると思ひます。少ないバイを、いや、現物だ、現金だと争っていくことではないとみんなここで思っていると思うのですが、私は、わけても子供の保育の質ということ、先ほどの阿部彩さんのおっしゃった、医療、住まい、食事に並ぶ、本当に生命に関わる問題にまで現在なっていると思ひます。

まず、長年保育の質のことを研究してこられた秋田参考人、そして吉田参考人には、その質に対しての三千億というものが手当てされないところの現状の問題、さらに、伊藤参考人には、職員の配置基準の問題にお触れいただきました。

私自身が一番今願っておりますのは、ゼロから二歳、特に一、二歳児の保育士の配置基準、これが非常に、やはり子供たちの命の保証にも関わるようなレベルであると。ゼロ歳児はお一人の保育士が三人、一、二歳児はお一人が六人を見るわけであります。そして、現実には、保育事故はこの一、二歳、ゼロ歳もありまされども、ここにもう集中的に表れております。

保育士さんの待遇の金額的な改善だけではなくて、そもそも配置基準をこの年齢層は見直さないと、本当に危険と隣り合わせの中で仕事をすれば当然事故が不可避になるし、そうした場合の緊張と、それから、仕事を続けられない。これは、私は、医療現場ですので、人手の不足が何につながっていくか。事故と、そして働く皆さんを、本当に、そこを続けられない、去るしかないという

思いにさせますので、お三方には、この現状の配置基準、特に一、二歳、これを、六人を一人で見ることが本当に可能であるのか。

実は、自治体では、伊藤先生が御指摘のように、少しずつ加算というか、増やさざるを得ないから増やしています。私は、こういうところこそ国が、子供の命の保証ですから、まず手をつけるべきだ、何に優先させてもつけるべきだと思ひますが、各々、三方の御意見を伺ひます。

○秋田参考人 ありがとうございます。

御指摘の点につきましては、例えば震災等ときもそうです、六人の子供を二階とか三階から抱いて、おぶつて下りられるのかというような本場に議論が、緊急のときに下りられるのかというような問題もありまして、配置基準ということは、当然それは引き下げることが望まれるわけですが、

ただし、それには、現実として今保育士が足りない。今の現状でも保育士が足りなくなてなり手がない、そういうところで、今、基準というものも、理想は本当に下げていくべきだ、それによってより質がよくなり、もっと安心して保育士が働きやすくなるということは望まれるわけですが、でも、それには物すごく保育士の数、それから保育士の給与、金額というものが大幅に増えていくというふうにご考えております。それが現実になれば望ましいとは思ひますけれども、非常に難しい。

それからもう一方で、これがゼロから、今、育児休暇、産育休の休暇が要するに一年しかないわけですが、これを一年延ばしてもう少し御家庭でゆつくり見るというふうなことがあつて、その部分を逆に、二歳とか、そこを手厚くしていくとか、そういう発想というの、今後、人の数が、保育士が急に増えないのであれば必要になるのではないだろうか。

今のままでは、理想は、それは三、四、五もそうです。三歳や四歳でも三十人とか、それが妥当なのかというふうなことが、今、小学校以上は少

人数学級の議論もなされてきておりますので、その中で乳幼児の部分の引下げの議論というのは非常に重要だと思ひますが、そこと人員の問題を今後どう考えていくのか。基準だけの問題ではないので、その辺りを考えていく必要があるかというふうには思ひます。

短期的な問題と、中長期的にはやはりいずれここへ下げていくのだというふうな展望を持った御審議はいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉田参考人 幾つか重なるお答えになるうかと思ひますが、一つは、確かにゼロ、一、二歳、三対一、六対一、必ずしも十分ではない。ただし、現場は身銭を切る形で、実際にはかなり、基準どおりではなく、むしろ基準以上に配置をしてやっているというところはどう温かい手を差し伸べるかという視点を是非お考えいただきたい、これが一点でございます。

そして、そのためにもう一つは、今秋田先生もおっしゃったように、育児休業の、期間だけじゃなくて、育児休業取得率を上げることによつて、ゼロ歳児、場合によっては一歳児の保育需要を抑えることができればかなり人手を回すこともできます。私の資料にもございますが、四、五年前のデータで、東京二十三区の公立保育所でゼロ歳児に六十万円以上一か月にかかっているというところがございますから、そのお金を育児休業給付であつたり、あるいは中小企業のなかなか大変なところ、育児休業を出した企業にインセンティブでお金を出すというふうな回せば、恐らく本当に育児休業を必要とする方は取れて、かつ、そこで子供と親との愛着形成という、とてもこれはお金に換えられない世界を保証できますので、そのことも一つのインセンティブとしてお考えいただきたい。

そして、もう一つだけ申し上げますが、これは先ほど申し上げた保育の現場・職業の魅力向上検討会の最終回のときに申し上げたことなんです、実は昔、厚生省と言われていた時代に、昭和

三十年代だったと思いますが、今の保育所の職員配置基準を意見具申をしています。基本的には三対一、六対一、二十対、三十対一を昭和三十年代にもう既に目指すべき配置と打ち出していた。それが完成したのが平成十年でございます。平成九年に児童福祉法改正で乳児保育が一般化されて、指定保育所でないどの保育所でもゼロ歳は三対一で預かれると。十分ではありませんが、それを打ち出した。ところが、その後、平成十年以降はそこでどまっていた、これからの質の時代は三対一、六対一、二十対、三十対一の次のビジョンが要るだろうと。ところが、まだこれは誰も示していない。

先生おっしゃるように、そろそろ、これからの、特にポスト待機児童時代が来ればチャンスですから、そこをにらんだ、本当に質を上げるための新しい職員配置のビジョンをむしろ政治、政策の世界で積極的に御議論いただき、お示しいただくことが大変重要かなというふうに思っています。

○伊藤参考人 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、私もそういう基準の引下げといいますが、引上げといいますが、一応提言はしているんですが、現在のはやはり余りにも、特に、七ページのところにありますが、ゼロ歳児三人に対して保育士一人、三対一、これはせめて二対一にすべきです。だから、例えば家庭的保育事業で三人のゼロ歳児を皆さん八時間見られますか、一人で。トイレに行けません。だから、そういう状況は、保育園だと割とみんなやっていんですけれども、先ほどもおっしゃいましたけれども、これってやはり命の問題だと思ふんです。だから、秋田参考人はまだ将来のことだと言うんだけれども、保育士の確保にしても、この基準の改善にしても、子供の命が懸かっているれば最優先でやるべきです。将来じゃなくて、今でも、そういうふうな虐待で亡くなったり、あるいは事故で亡くなったりする子供が大体一週間に一人ぐらいいるわけですから。

それと、もう一つ、コロナでやはり登園する子供たちが少なくなっている、それで自主的に来ないという子供たちがいて、それで、保育士が、すごい、こんないい保育ができるんだと言っている。やはり、僅かの人数で多くの子供たちを保育するより、もう本当にマンツーマンぐらいでやるという、もうこれはコロナで明らかになっているわけで、今までの基準がいかに詰め込みであったかと。

しかも、保育士はすごい気を遣っていますから、今、感染させないように。子供なんて、マスクなんて取っちゃいますし。これは認知症の高齢者なんかにも非常に大変な状況なんです、聞いていますけれども。保育士もそうなのかと思うんですけれども、私の妹がケアマネジャーをやっています。正月に帰っても会えませんでした。他県から来た人に会っちゃいけないんです。そんな厳しい、まあ、医療従事者はもつとすごいですよ、ね、家に帰れないとか。

だから、そういう状況にあるいわゆるエッセンシャルワーカーと言われていて保育士さんとか、今給料を上げなくて、一体いつ上げるんですか。今待遇をよくして人を増やしてこの基準を変えなかつたら、一体いつやるんだと私は思っていますし、これは最優先で、まさに政治の責任でやってもらいたいと思っています。

以上です。

○阿部委員 いただきました時間が終わりますので、参考人各位には感謝申し上げます。特に、私は、子供の、十五まではなく十代後半までを見通した支援策が何よりこのコロナの時期、必要、また、命に関わる問題、御指摘いただきましたので、重ねて国会として取り組んでいきたいと思ふます。

ありがとうございます。

○木原委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。今日は、四名の参考人の皆様、お忙しい中お越

しいたしまして、ありがとうございます。時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思います。

まず、総論として四名の皆様全員にお願いしたい質問でございますけれども、今回の法改正の一番の争点となっているのは所得制限のところ。この所得制限について、所得制限をやる合理性みたいなものを最初の三名の皆様からいただき、その後、伊藤先生は、所得制限に反対の立場でいただきました。

私は、どちらかというと伊藤先生に近い立場で、給付は一律であるべきで、適切な捕捉によって税で回収する、税をしっかりと取っていくという方がシンプルでいいんじゃないかというふうに思う立場ではありますけれども、この枠組みの中の子育て支援だけを見た場合に、再分配政策という観点から見ればおっしゃっていることは非常に合理性があるなとも思えるわけで、効率的に給付しようという意味において、実際に、貧困対策という、子供の貧困の問題は解決しなければいけない問題です、我が党も再分配政策というものにかなり力を入れております。

一方で、もう少し視点を広げると、この問題は、人口動態の問題をやはり考えないといけないと思います。人口動態、人口減少、少子高齢化、つまり、出生数や特殊出生率をどう改善していくか。どう改善していくかというより、大幅に改善していかなければならないというもう少し大きな視点で見た場合に、私は、全ての子供たちを一律にしつかりとみんな、社会全体で支えていくという強いメッセージが必要だと思うわけです。

ですから、三百億程度の予算のつけ替えのような形で所得制限を設けるというのは、確かに、その分野における政策効果を上げるという意味では、ある種合理性があるかもしれないんですが、もつと大きな目線でいくと、少し逆行しているんじゃないかなというメッセージに受け取られかねないというふうにも思うわけであります。

そういう人口動態の面、特殊出生率をいかに上

げていくかという面において、再分配政策と併せて非常に重要な視点かと思いますが、そこに対しての御見解をそれぞれ総論としてお聞かせいただけたらと思います。

○秋田参考人 ありがとうございます。

人口動態の考え方ですけれども、私個人は、出生数を増やせばいいというふうには思っています。

出生数は、子育てが楽しいとか、子供や目の前の家族がウェルビーイング、豊かであるということと、もつと子供を育てたいと思えるような環境があることによって数が自然に増えていくことが重要でありまして、どうやったら、数だけ増やせばいいのか、それへの政策効果はあるのか、そういう議論というのは、実は現実には、産めよ増やせよ的でありまして、そうそう簡単にできることではないと私自身は思っているというところになります。

今回の法案は、やはり限られた中で、まずはこの法案はどうかということに招致されていますので、そこでいえば、この案は最も効率的、効果的な案として評価できるのではないかと考えています。

もつと大局的に言うならば、一番広いのは、それは全ての子供に対して、より財源がたくさん、何度も繰り返されますが、できるような政策を、ありとあらゆる知恵を使って子供にもつと財源を増やしていく、それによって子育てがもつと楽しくなるというような循環をつくり出していくということが大事なことであろう。ただし、それがそう簡単に数年でできるのか、それがうまくいっている国があるのかと考えたときに、フランスなどもそうだけれども、北欧もそうだけれども、やはり長期的な展望を持って大きな改革に取り組んでいかなければならないのではないかと考えているところです。

以上です。

○阿部参考人 ありがとうございます。まず再分配の観点から申し上げますと、先ほど

申しましたが、私自身は、もちろん一律給付で、その分きちんと所得税や社会保険料といったところで累進的に取っていくというのは一番美しい形だというふうに思います。ただ、そこまでたどり着けるかといった中で、途中段階というものはあるかなと思っており、今の日本ではやはりその途中段階で妥協するしかないかなというところがありまして、特に負担の面での議論がまだ尽くされていないといったところがあるので、そういった意味では、今回の児童手当の高額所得者のみに廃止するというのは、私は別に反対はしておりません。

その一つとしては、やはりカットオフの値が非常に高いところがあるんですね。そういった面では、非常に限られた人という、普通の子育て世帯で千二百万の所得がある家というのは、かなり感覚的にも高いところだというふうに思っています。ですので、そういった意味では、一律でないことによるメッセージ性といいますか、そういったものはそれほどないかなと思います。

少子高齢化という観点に関して言えば、はっきり言って、児童手当があるかないかによって子供を産むか産まないかを決められるような状況では今は全然なくて、それよりも、やはり教育費についての心配といったようなことの方がメッセージ性も高いですし、子供があつて、子供が高校、大学に、高校に行くのはもうこの頃当たり前ですけど、大学に行くのに、もし行かせられなかったらどうしようという心配がない、でも、そうじゃないんだよ、所得が低い御家庭に関しては今非課税なので、それに関してはどこでも行けるんだというようなメッセージが発せられたということ、その方が私はやはり少子高齢化に対しての効果は大きいのではないかなと思います。

児童手当の一月五千円というのは、特例ですね、ちよつとメッセージ性というのの少ないですし、それが五万円なら違ふと思いますよ、でも、五千円という段階ですので、それよりもやはり教

育費ですとかの方が大きいかなというふうに思います。

○吉田参考人 私、一つの前提を申し上げてお答えしたいと思います。

出生率、出生数の問題でござりますが、広い意味の少子化対策ということでいえば、世代間扶養の社会保障でございますので、現役世代が将来的に減らない、増えていくということで、やはり少子化対策で数を増やすという視点は当然重要だろうと思います。しかし、問題は、じゃ、頭数だけ増えれば将来の支え手になるのかというところではなく、今生まれ育つてきている子供たちがいかに健やかにたくましく育つて、将来有為な人間として社会で支える側に立てるかという質の問題が当然必要でございます。

保育の無償化というのは、いろいろなデータはございますが、確かに子育て家庭でネックになっているのは経済的負担である、この負担が下がればもう一人、もう二人考えていいよ、こういうデータがありますので、保育を無償化することによって、子育てしている保護者が、じゃ、もうちよつとということはあるかもしれせん。

しかし同時に、幼児教育の無償化というのは、ただ親の負担を無償にするだけではなく、全ての幼児に無償によって幼児教育を保障する、しかも、先ほどお話ししたように、質の高い幼児教育を保障することによって子供の力をつける、つまり、将来支えるに足る力をつける子供の健全育成という面がありますので、そこは見落とすべきではないなろうと思つています。

そういうことを踏まえた上で、児童手当、これは私も実はよく分かりますが、児童手当の哲学は一体どこにあるんだろうと。児童という言葉は使つてありますが、じゃ、児童に直結しているか。もちろんつながつてはいますが、例えば子育て応援券であれば、その子供のミルクとかベビーマッサージとか、まさにその子供にしか使えないものですが、児童手当というのはベーシックインカム的にもう少し広く使える。これは貧困対策と

してとても有効だと思いますが、児童手当という哲学をむしろ今改めて整理すべきだろうと思つていますし、最初に申し上げたように、いろいろな組合せ、合わせ技、使途制限のある現金給付、使途制限のない現金給付、そして多様な現物給付、この様々な組合せで総合的によい成果を生み出すようなことを是非お考えをいただきたいと思っています。

そして最後に、今回はこういう一部改正法案の御議論でございますが、また、子育て安心プランの方で待機児童に回す云々ということもございしますが、確かに、待機児童がおりますので、優先順位がどうかという議論が必要だと思います。

しかし、今はこの議論ですけれども、いざれ数年先には、待機児童がほぼほぼいなくなったときには、例えば今回言う三百何十億のお金は、待機児童がいなくなれば多分要らなくなる。そのときに改めて、児童手当、特例給付をあのとき力づけなければ、児童手当、数年たつて待機児童問題が相当程度解消したときに一体どうするんだという、少し時間のスパンを見て、附帯決議等の対応も含めて、今現時点と、五年、十年先を見据えた中で児童手当の在り方ということも併せて御議論いただく大変ありがたいと思つております。

○伊藤参考人 御質問ありがとうございます。所得制限なしにも賛同していただいて、私もそのとおりだと思ふんですが、先ほど阿部参考人からは、所得制限、割と高いからいいんじゃないかというのがあるんですが、私、これはやはり、次は恐らく世帯合算で来ると思ふんですよ、千二百万と言いつつ。

それは、所得制限というのを一回入れちゃうと、だんだん厳しくする方向になる、それを撤廃する方向にはなかなか行かないんじゃないかと私は思ふし、何よりも、特に今、無償化で、御承知だと思ふんですけども、幼児教育、保育の無償化で、ゼロ、一、二歳児については住民税非課税の人だけですね、無償は。ゼロ、一、二歳児というのは一番お金がかかるんですけども、住民

税非課税で、ボーダーの人が一番苦しいんですよ。住民税非課税じゃないけれども、保育料、もちろん保育料については所得段階別なんだからいいんだけれども、ただ、それでも苦しいですよ。

それを言うならば、やはりボーダーの人、まあ、千二百万だったからボーダーといつてもそんなに苦しくはないんですけども、特に住民税非課税なんかで引いちゃうとすごく苦しい人が出てくるというのが一つで、私は、その意味でも、やはり所得制限というのは、どこかで線を引かなきゃいけないので非常に問題があると思つています。事務的にも大変だろうし。児童扶養手当なんて十円刻みでものね。私、びっくりしましたけれども。まあ、それはともかく。

あと、少子化対策というと、やはり私は、もちろん幼児教育、保育の無償化もそうなんですけれども、高等教育の無償化、全面的な無償化、それから、せめて給付型奨学金をもうちよつと拡充するというのが必要だろうと思つています。

私、ロースクールで教えていて、学生が言つてくれと言つたんですけども、奨学金、利子がつくんですね、今。利子がつくのを奨学金というんですか。これはローンじゃないですか。

私がロースクールで教えていた学生は、一千万円の借金です。先生、私、このままだと先生みたいに生活保護裁判とか年金裁判はできません、悪徳弁護士になるしかないと言つていました。そうですね、一千万返さなきゃいけないんだから。それは本当に大変じゃないですか。だって、四百万、五百万抱えている学生もいます。だから、まずそこで給付型奨学金。

それから、雇用の問題です。やはり非正規労働だと本当に結婚できない。日本の場合、結婚できないと子供も余り生まれないですから。だから、そういった雇用、特に今本当にコロナで悲惨な状況にある人たちにに対する休業補償も含めて、それを恒久化していく。

それから、家賃の問題については、生活困窮者

自立支援法の中にあつたいわゆる住居確保給付金、これを普遍化して家賃手当にしていこうというようなやり方を取りながら、それで社会保障全般、雇用保障全般の底上げをしていくことで、私は出生率が増えるんじゃないかなと思います。

やはりお金がかかるんですね。子供を育てるのにお金がかかり過ぎです。私もようやく二人の子供が就職したから、前は東京と京都にいたんですけれども、右から左に給料が動いていました。だから、そういう状況で子供を本当に高等教育まで行かせるというのはなかなか難しい状況にあるので、まずはその負担の軽減。

あと、やはり若い人も、本当に、借金を抱えていたら、もう自分のことしか考えなくなるんです。

私事で恐縮ですが、私は、教員だったら奨学金が免除されるのがあつたんですけれども、もう今はないみたいですしけれども、やはりみんなのために働こうと思いますよね、奨学金が免除されると。だけれども、奨学金で一千万も抱えたら、もう自分のことしか考えないですよ。そんな社会でいいのかなと思って。それで子供も生まれないだろうし、増えないだろうし。

やはり本当にみんながそういう何も借金を抱えないで学べるような状況というのをつくり出していないと、問題は解決しないんじゃないかなと思います。

以上です。済みません、長くなりました。

○藤田委員 ありがとうございます。

委員長、まだ時間、ないですよ。

○藤田委員 熱心にお答えいただいたのでちょっと時間がなくなつてしまいましたので、まだたくさん聞きたいことがあつたんですが、残余の質問は内閣委員会の足立先輩にお任せして、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○木原委員長 次に、岸本周平君。

○岸本委員 国民民主党の岸本周平でございます。

す。

今日は、四人の参考人の先生方、お時間をいただいて本当にありがとうございます。

まず最初に、阿部参考人にお聞きしたいと思っています。生活保護に絞ってお聞きしたいんですけども。

結局、私たち政治家は、地元でミニ集会というのをやって、五人、十人の方々とお話をするのが選挙運動なんです。その中で一番出るのが、生活保護に対する不満なんです。それは、もろっではない方が来られているので、ずるしてもらっている人に対する御意見が、ミニ集会で絶対、必ず一件か二件は出るんですね。そこで、私たち日本人が持っている自己責任という言葉、自己責任というの、どうもそういう、先生がおっしゃるような、生活保護を受けることが恥みたになつていくのではないかなと思うんです。

そこでお聞きしたいのは、二〇一三年の安倍内閣の生活保護基準のカット、最大一〇％でした。二〇一八年にも、安倍内閣が三年かけて最大五％の生活保護基準をカットされました。このことが子供の貧困等に与えた影響、あるいはその生活保護基準のカットの評価についてお伺いしたいと思います。

○阿部参考人 生活保護基準の削減によってどのような世帯が受けられなくなったのかですとか給付額が下がったのかというのは、厚労省の社会保障審議会の中の生活保護基準部会でも何度も取り上げられており、これからまた調査もなされる。カットの時期と増税の時期が重なったというのもあって、金額的にはそれほど変わらなかった時期も実は数年間ありましたので、またちょっと、余り影響が見えにくいところかなというふうに思います。

ただ、子供の部分に関しては、生活扶助の部分、地域ですとか子供の人数ですとかによって下がる世帯と下がらない世帯が非常に入り交じつていて、一括して子供のある世帯と言えないところはあつたんですけども、そのほかには、学習

費に関するものとかが、そういった子供の現実的にかかる生活費の部分には、ここ数年間のところは拡充されてきているという側面もあるんですね。なので、必ずしもマイナスにはならないかなというふうに思っています。

ただ、多人数の世帯というのはかなりカットになつたというのが、私としても実感としてあります。そういった意味では、多人数の世帯については影響が出ている可能性はあるかなと思います。ただ、私自身は、自分自身、生活保護基準部会の委員を長年やらせていただいていますので、申し上げにくいところもあるんですけども、やはり、より重要なのは、生活保護を受けられない子育て世帯かなというふうに思っております。

いろいろな指標で見てみても、やはり生活保護を受けた世帯の方が、まだ状況が、いろいろな生活の物質的な、発達状況ですとかがよいというものがあつて、でも、それはそうあるべきなんです。生活保護でセーフティーネットにかかったわけですからそうなんですけれども、でも、逆に言えば、それだけ生活保護にかかっていない方々、そこが自己責任というような、かなり妬み感情みたいなところにもなつてくるところもあると思うんです。

それが、やはり、生活保護というのは必要な人であれば誰でも受けられるんだよ、あなただつて本当に苦しいんだつたら受けられるんだよというメッセージがきちつと浸透していない。それは、この五十年間の生活保護行政の中で、生活保護というのは、何か、もたらもう最後みたいな、そういうものをつくつてきてしまったこの社会の責任かというふうに思います。そこをやはり変えていく必要があるかなと思います。

○岸本委員 ありがとうございます。

医療の保障はありませんけれども、いわゆる生活保護的なものなんでしょうけれども、勤労型の給付つき税額控除について、もし何か御評価があれば、生活保護の関連で一言お願いできますか。

○阿部参考人 諸外国の給付つき税額控除は、かなり子育て世帯に手厚いもので、子育て世帯じゃない単身世帯とかは、あつたとしてもかなり手薄なものになつていかなというふうに思います。そういった意味で、ある特定の世帯に集中的に所得保障をしたいというものであれば、私は、給付つき税額控除というの、あつた制度かなというふうに思います。

ただし、日本では、確定申告を全ての人がやるという文化がまだないですし、マイナンバーも浸透しておらず、こういった状況を考えますと、もし、例えば子育て世帯に対する給付というのを考えるのであれば、児童手当を増額した方がよっぽど手取り早いなというふうに思います。

○岸本委員 ありがとうございます。大変参考になりました。

それで、あと、お三方の参考人の方にお聞きしたいと思います。

実は私、エンゼルプランというのが昔ありましたときに、大蔵省主計局の主査で担当しております、当時は要求額を上回る増査定ができるダイナミックな予算編成ができてエンゼルプランはスタートしたんですけども、大失敗、今から考えると失敗しました。

私自身、共稼ぎで、二人の子供を保育園に預けて育てた、育てたというか、私がやったわけじゃないですけども、余り手伝っていませんでしたけれども、親の立場でつくつちやつたんですね。厚生省の担当者の方と一生懸命考えて、親の立場、預ける側の立場でエンゼルプランをつくつちやいました。予算はつけましたけれども、その後気がついたんですけども、預けられる子供のことをもつと考えておけばよかつたというのが大反省だったんです。

その意味で、さつきからも議論が出ていますけれども、いわゆる現物給付がいいのか、現金給付がいいのかということについてお三方の先生方に聞きたいんですけども、元々、子育てのところは現物給付も現金給付も少ないんです、日本は。これは両方要るんだと思うんですけども、その上で、先ほど吉田先生が少しおっしゃってくださった現物給付と現金給付の組合せなり、あるいはこの在り方なり、両方増やすというのが本来の在り方だと思いますが、お三方の先生方に御意見を伺えればと思います。

○秋田参考人 ありがとうございます。

現物も現金も、今言われたように、全体のバイを増やすのが最もふさわしいんですけども、最初にも申しましたように、現物と現金の割合というのを考えたときに、現物というものの特に保育や幼児教育の施設というように渡っていく部分というのが、子供たちにとって、やはりその質を上げていく、あるいは、そこにまず入所できない子供たちを受け入れるということが非常に有効である。それは子供にとっても有効であると同時に、セーフティーネットとしても、今いろいろなところで、例えば虐待の問題とか、先ほど衣食住の話がありました、実際に、例えば御家庭でお風呂に入れないお子さんなどもずっと保育園で入れてあげたり、実は家庭の支援をかなり保育園の先生方がいろいろな形で現実に行っているという状況もございます。

そして、現物というところによって、子供が逆に地域とつながったり、それからその後の小学校以上とも連続して発達性の連続性を保障するという意味からも、私は、どちらを増やすのかといえ、やはり最低限の所得の世帯にとつての現金給付はとも有効でありますけれども、現物を厚くしていくという発想が重要であろうというふうに思います。

ただ、皆さんも言われるように、現物が現金かという話じゃなくて、トータルということのバイを増やし、それをどういうふうに、どの年

代層に手厚くするのかというような議論が最も重要かなというふうに考えております。

○吉田参考人 平成六年からの随分懐かしいお話をいただきました。当時、エンゼルプランということで、厚生、労働、文部、建設四大臣合意ということでございましたが、しかし、現実に動いたのは、緊急保育対策等五か年事業ということで、基本的には当時の大蔵省と厚生省が中心になって進めました。

まさに、保育対策ということで、仕事と子育ての両立に苦しんでいる、あるいは今日の待機児童につながる状況の家庭に、保護者に保育を提供するということだったろうと確かに思います。それが今日の子ども・子育て支援新制度によって子供の方にも大分シフトしていったと思いますが、実は、私自身はまだ不十分だと正直思っています。

特に、今回のコロナの拡大によって、昨年の今頃、臨時休園あるいは登園自粛ということで、特にこの首都圏においては、長いお子さんの場合、三、四か月保育を受けられなかったという現実がございました。乳幼児期にそれだけの期間受けられないというのはかなり致命的な影響がありまして、いろいろな調査がございます、子供の心身に異変が起きた、もちろん、親も大変なストレスを抱えた。

しかし、エッセンシャルワーカーは当然仕事にかなきやいけないから、なるべく受け入れてくださいなというところで、医療従事者等のお子さんは保育を受けられる可能性がかなり高かった。しかし、言い換えると、エッセンシャルワーカーでなければ子供は保育を受けられないのか。つまり、親に着目をして、エッセンシャルであるかにかによって子供の保育保障が程度が違っていった。

しかし、本来、もつと子供に着目するのであれば、親がエッセンシャルであろうがなかろうが、大事な育ちの時期に、分散登園だろうとオンライン保育だろうと、いろいろなやり方はあろうかと

思います、いろいろな工夫によって全ての子供に質の高い保育を保障し、育ちを保障すべきだったろう。その意味では、まだこの新制度も、理念、哲学をもう一回しっかりする大変重要な時期だろうと思います。

そして、今御質問の中にあつたように、現物、現金給付も、特に現金給付は、使途制限のあるもの、ないものによってかなり性格が違います。そして、現物給付は、かなりの確率で子供に直接行き渡る。しかし、一方で、家庭環境が子供の育ちに影響しているという先ほどのデータがありまして、何が一番の重要ポイントは当然ありますが、それは、現金給付の重要性は当然ありますので、やはり、何がベストかは私も分かりませんが、それをどううまくマッチングをさせてよりよい成果を生むか、そこには是非知恵を絞っていただければ大変ありがたいと思っております。

○伊藤参考人 御質問ありがとうございます。現金給付、現物給付、組合せがどの程度かというの、いろいろな回答があるわけで、必ずしも一律には言えないと思うんですが。

ただ、ちょっと新制度との関連でいいますと、子ども・子育て支援法のいわゆる教育、保育施設に対する子ども・子育て支援給付というのは現金給付なんです、介護保険と一緒に、いわゆる代理受領という仕組みを取っている。保育所だけは現物給付、つまり、自治体が責任を持って提供する。医療の療養の給付は御承知のように現物給付なんです、介護保険はサービス費の支給、障害者の総合支援法も結局現金給付なんです。だから企業を入れやすいということもあるんです。

だから、現物給付、現金給付の組合せといいつつも、制度として現金給付方式が取られていて、それはいろいろな言い方があって、私は個人給付方式と言っているんですけども、このやり方だと確実に労働条件が悪くなるんです。

これはもう調査が出ていて、スターティングストロング2というのが出ていて、質の面で、いわゆる施設の補助、個人給付方式でない方が統計的

に質が優位だというのが出ていまして、だとするならば、やはり現物給付という形にして、それは公的責任で、市町村の責任で提供する。その場合の保育士、あるいは、もちろん全員公務員というわけじゃないですけども、委託という形で。そのやり方を取ると、コロナにも対応できるんです。

結局、利用者が減ったから、介護事業者なんてすごい赤字になっちゃうんです。それは、いわゆる個人給付方式なので、利用しないと給付が発生しないので。だけれども、そういう方式ではない、つまり自治体が責任を持って現物を支給するという方式であれば、別に利用しなくても一か月の運営費は入るわけですね。

だから、そういう仕組みに直していつて現物給付を充実していくというのが、何よりも、やはり責任を持って、公的な責任で保育を実施するというような仕組みに再構築していくべきじゃないかなと私は思っています。もちろん、現金給付もある程度の充実というか額を引き上げていくというの私は必要だろうと思えます、全体的なバイの底上げというのが重要だろうと思っております。

以上です。

○岸本委員 今日、四人の先生方、大変参考になりました。

時間が参りましたので、これで終了します。ありがとうございます。

○木原委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、一言御挨拶を申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

次回は、明日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会